

八王子市障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6～11年度（2024～2029年度）

令和6年（2024年）3月

八王子市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び目的	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
第2章 障害者福祉の現状と課題	9
1 障害者を取り巻く現状	10
2 障害者の教育環境・就労状況	17
3 施策推進にあたっての課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本目標	26
2 基本方針	26
3 基本方針を支える柱(目指す姿)	28

第4章 障害者計画(施策の展開)	31
柱1 一人ひとりに応じた適切な支援	36
柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援	41
柱3 地域で支え合い、活躍できる環境整備の充実	50
柱4 インクルーシブ社会の推進	58
柱5 質の高い生活環境の提供	64
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画(サービス提供について)	71
1 障害福祉計画・障害児福祉計画について	72
2 計画に定める事項	72
3 成果目標・活動指標について	73
(1) 成果目標・活動指標の設定	73
(2) 障害福祉サービス等	83
(3) 地域生活支援事業	102
(4) 障害児支援	116
(5) 施設利用者	122
第6章 各計画の推進に向けて	123
1 計画推進のために	124
2 計画の達成状況の点検と評価	124
3 計画の中間見直し	125

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び目的

八王子市では、平成12年(2000年)に「八王子市障害者計画」を、平成18年(2006年)に「八王子市障害福祉計画(平成18~20年度)[2006~2008年度]」、そして、平成30年度(2018年度)には「障害児福祉計画」を策定しました。これらの3つの計画は、時代の変化や障害者(注)のニーズに的確に対応するための見直しを重ねながら、障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護の推進など様々な施策を実施してきました。

この間、国においても障害者に関連する制度は大きく進展してきました。

平成18年(2006年)に身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉サービスの内容を一元化する障害者自立支援法が施行され、制度の抜本的な見直しが行われて以降、障害者基本法の改正や障害者総合支援法が施行されるとともに、平成26年(2014年)には、国連総会で採択された障害者の権利に関する条約を批准し、平成28年(2016年)には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されています。

また、平成28年(2016年)には、障害者総合支援法が改正され、地域生活の支援を進めるための新たなサービスの創設や高齢障害者の介護サービスの円滑な利用、障害児支援のニーズへの対応などの取組が盛り込まれ、その後も文化芸術活動の推進、聴覚障害のある人などの電話利用の円滑化など、様々な関係法令の整備が進められました。

令和4年(2022年)におきましては、地域生活の支援体制の充実など、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等が希望する生活を実現するために障害者総合支援法の改正が行われ、今後、障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の構築により取り組んで行くことが示されました。

本市におきましても、これまで「障害者のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定し、合理的配慮の義務化や障害理解教育等に取り組むとともに、地域の社会資源を活かした、障害者の日常生活を支援するための地域生活支援拠点の整備や重度障害者を受け入れている日中活動系サービス事業者への支援、医療的ケア児コーディネーターの配置など、障害者やその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを推進してきました。

また、令和5年度(2023年)には、農福連携による障害者の就労や居場所づくりを推進し、担い手不足や高齢化が進む農業分野における新たな担い手確保にもつなげられるよう、障害者と農業者をつなぐ支援などを実施していますが、一方では障害者の高齢化や重度化なども進んでいる現状があり、障害者が希望する地域生活の継続・実現には、必要なサービス料の確保と適切な支援のさらなる実施が求められており、より時代とニーズに即した障害者施策の推進や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築などが必要となっています。

本市では、こうした背景を基に、障害者やその家族、難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築に向け、自立した生活の支援・意思決定支援の推進など国の障害者基本計画(第5次)における施策の基本的な方向性やこれまでの取組における課題等を踏まえ、当事者のニーズに即した総合的かつ横断的な障害者施策を展開し、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」の都市像として目指す「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支え合いのまち」の実現につなげて行くため、本計画を策定しました。

(注) 八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画において、「障害者」とは18歳未満の障害児を含む、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等を指します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

八王子市障害者計画

障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び東京都の障害者基本計画を基本に定める、市の障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画です。

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

八王子市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び市の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

八王子市障害児福祉計画

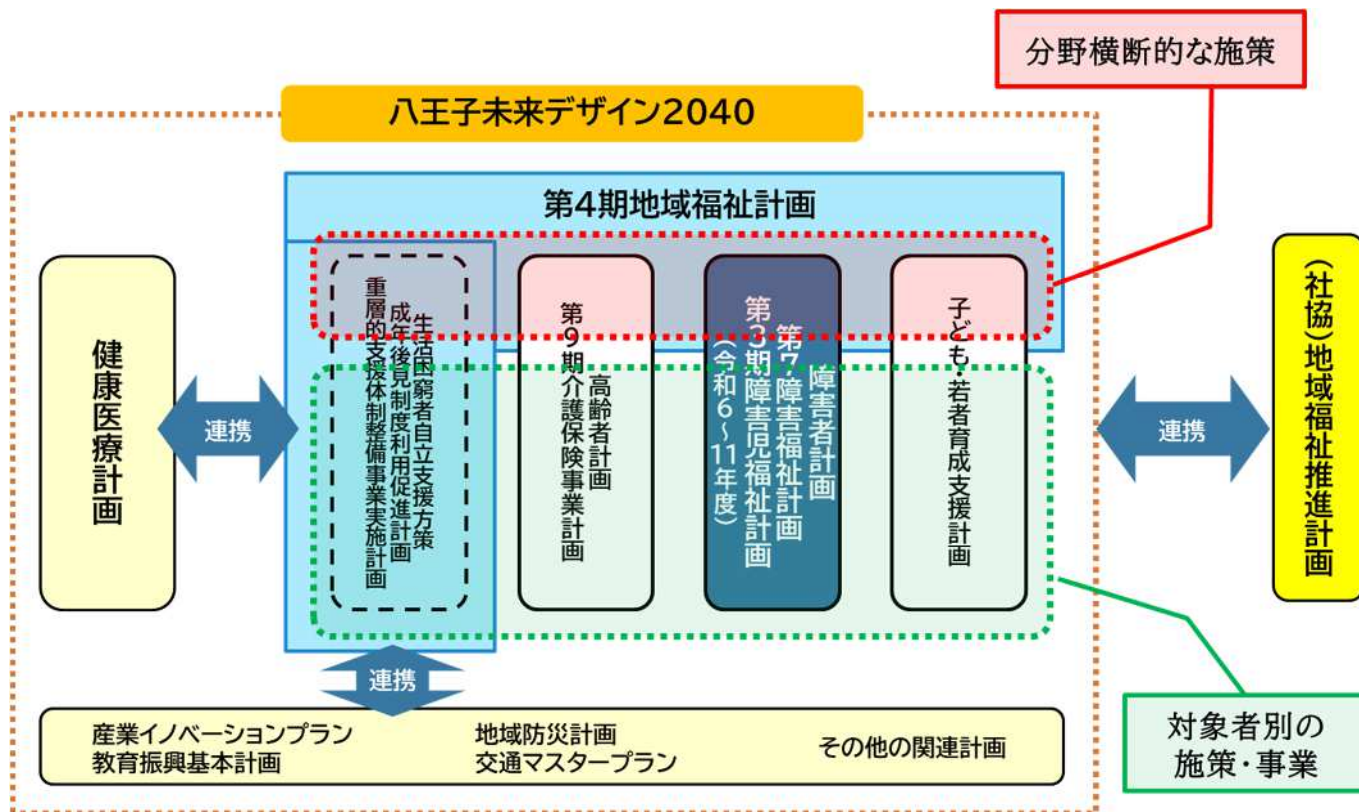
児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

児童福祉法 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、「八王子未来デザイン2040（八王子市基本構想・基本計画）」を最上位計画とした障害者福祉に関する個別計画であり、「第4期八王子市地域福祉計画」における対象者別計画として、理念や施策の整合・調和を図っています。



3 計画の期間

障害者計画は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6か年を計画期間とします。これは、上位計画となる「第4期地域福祉計画」の期間と整合を図るとともに、中期的なスパンから施策を構築し、より効果的な事業展開を図るため、地域の実情によって柔軟な期間設定ができるとする国の基本方針を踏まえ、6年間としたものです。

また、これまでの計画期間である3年間に比べ長期間の計画となることから、計画開始から3年目に中間見直しを実施し、必要に応じて内容を改めることにより、社会情勢等を反映した計画を維持します。

国は、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、3年を1期として作成することとし、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間について基本方針を示していることから、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。

なお、同計画は令和8年度(2026年度)の障害者計画の中間見直しに合わせ、令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの計画を策定します。

〔関連計画の計画期間〕



4 計画の策定体制

本計画については、八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に「計画策定部会」を設置し策定を行いました。計画策定部会は、障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者に加えて、公募市民や学校関係者、地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者で構成しており、多様な視点から地域全体で障害者を支え、地域のつながりを確保できる体制づくりなど今後の障害者施策について協議を行いました。

また、障害のある方の生活実態やニーズなどを把握するために、「八王子市障害者アンケート調査」を実施し、その結果を策定部会での議論に活かしながら、計画の内容に反映しています。

第 2 章

障害者福祉の現状と課題

第2章 障害者福祉の現状と課題

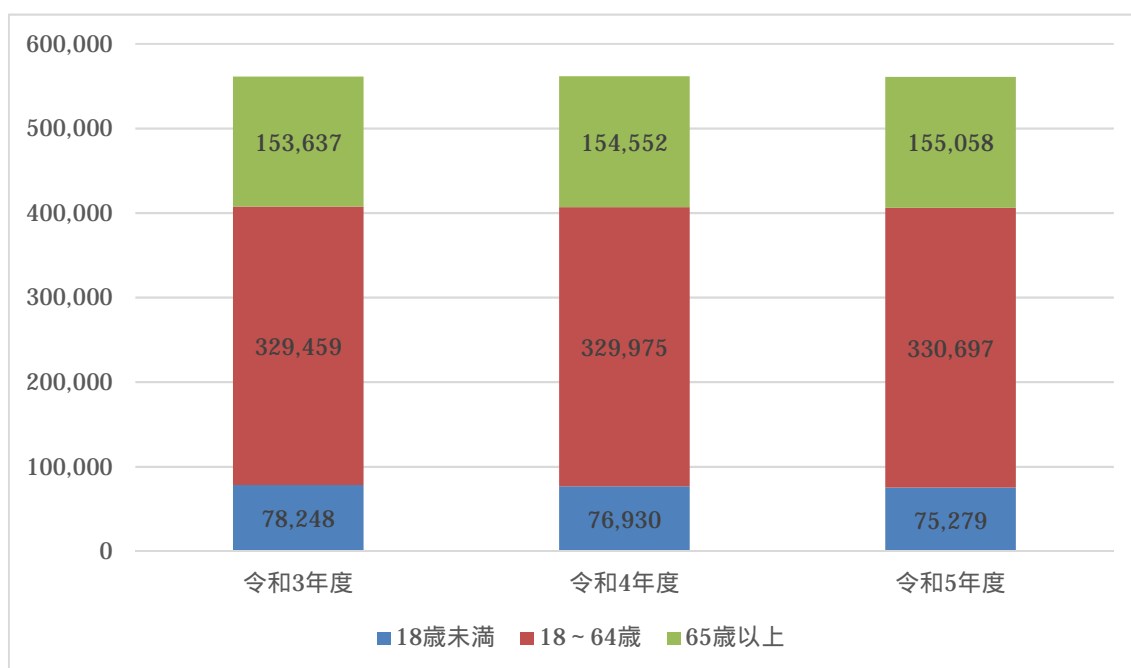
1 障害者を取り巻く現状

(1) 人口の推移（各年4月1日現在）

本市の総人口は、令和3年（2021年）の561,344人から、令和5年（2023年）の561,034人と3年間で310人の減少となっています。一方で65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和3年（2021年）に比べ、令和5年（2023年）では約4%増となっています。

単位：人

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
18歳未満	78,248	76,930	75,279
18～64歳	329,459	329,975	330,697
65歳以上	153,637	154,552	155,058
合計	561,344	561,457	561,034



(2) 障害者手帳所持者数の推移

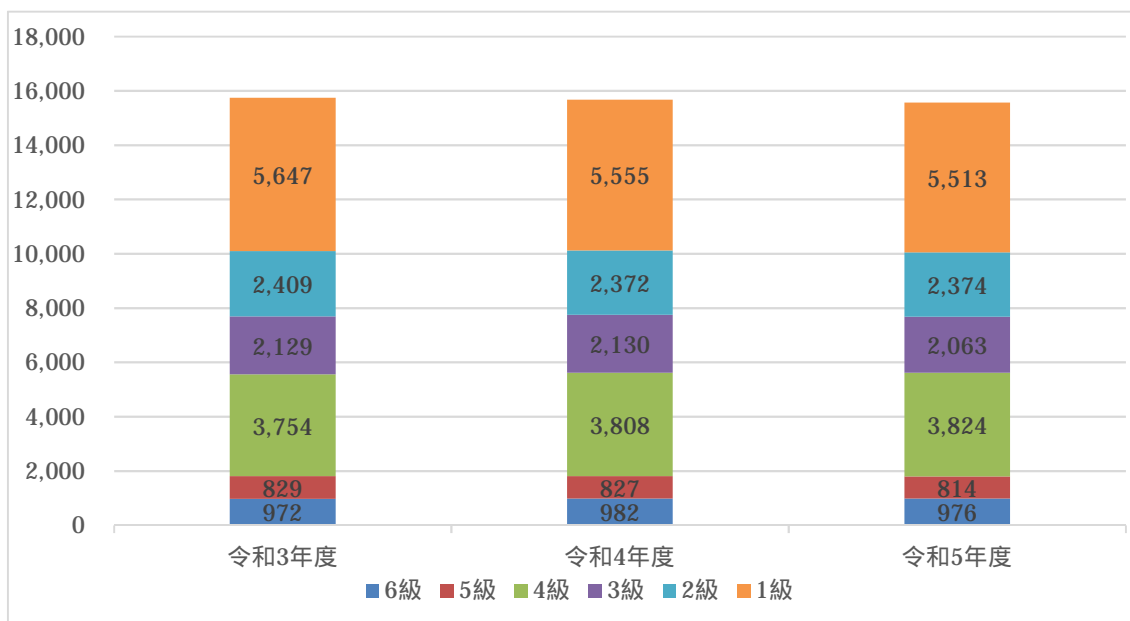
身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいとなっています。令和3年（2021年）では15,740人でしたが、令和5年（2023年）では15,564人となっています。これは、令和3年（2021年）に比べ、約1.1%減となっています。

等級別障害部位別手帳所持者数（令和5年〔2023年〕） 単位：人

	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく障害	内部 障害	合計
1級	1,555 (117)	400 (5)	94 (0)	3 (0)	3,461 (41)	5,513 (163)
2級	1,450 (44)	403 (3)	420 (31)	18 (0)	83 (1)	2,374 (79)
3級	1,183 (33)	60 (0)	145 (6)	95 (0)	580 (15)	2,063 (54)
4級	1,691 (12)	86 (5)	544 (3)	56 (0)	1,447 (7)	3,824 (27)
5級	624 (16)	187 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	814 (16)
6級	347 (11)	58 (1)	571 (9)	0 (0)	0 (0)	976 (21)
合計	6,850 (233)	1,194 (14)	1,777 (49)	172 (0)	5,571 (64)	15,564 (360)

()は、18歳未満の人数



愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数の推移（各年4月1日現在）

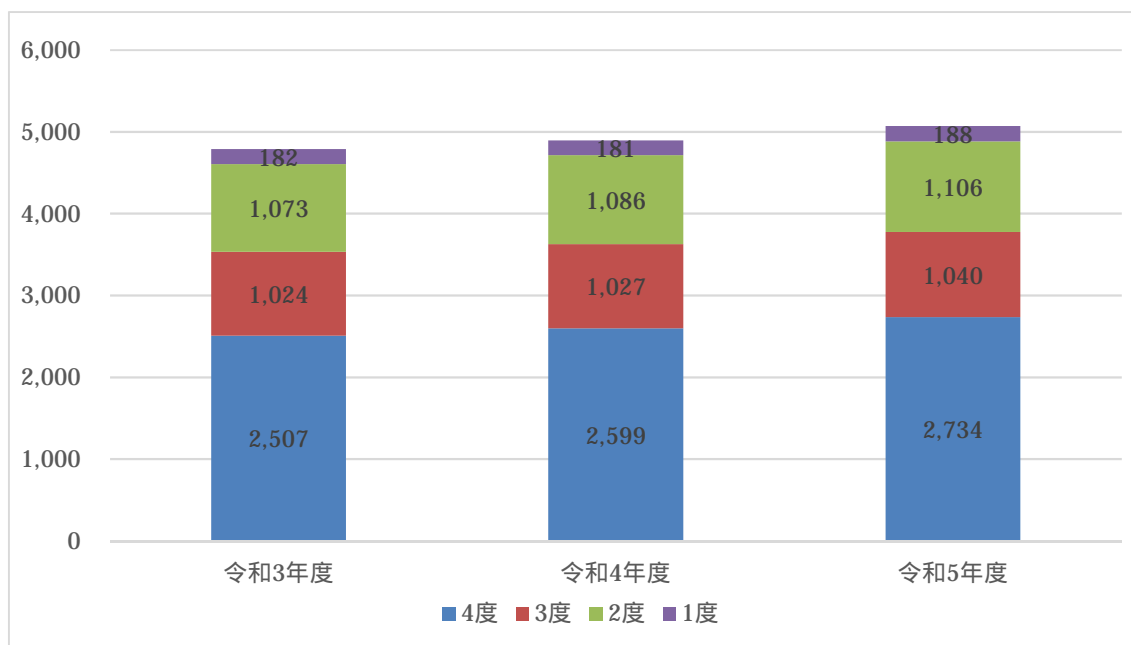
知的障害者の愛の手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年（2021年）では4,786人でしたが、令和5年（2023年）では5,068人となっています。これは、令和3年（2021年）に比べ、5.9%増となっています。

程度別手帳所持者数

単位：人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
1度	182 (50)	181 (53)	188 (54)	551 (157)
2度	1,073 (218)	1,086 (228)	1,106 (234)	3,265 (680)
3度	1,024 (227)	1,027 (224)	1,040 (240)	3,091 (691)
4度	2,507 (664)	2,599 (675)	2,734 (701)	7,840 (2,040)
合計	4,786 (1,159)	4,893 (1,180)	5,068 (1,229)	14,747 (3,568)

()は、18歳未満の人数



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

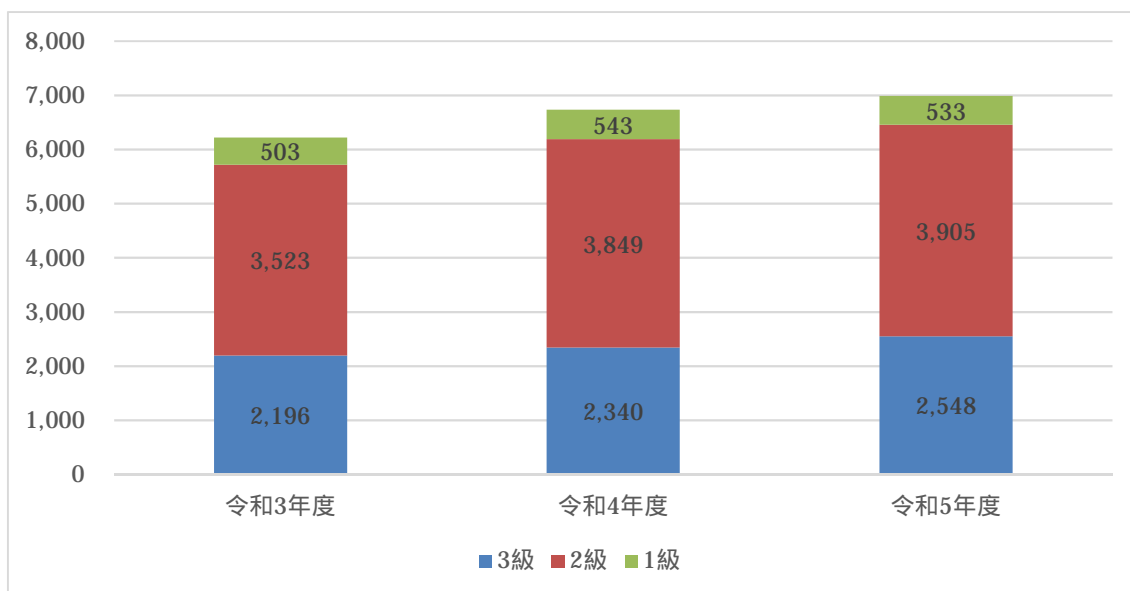
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年（2021年）では6,222人でしたが、令和5年（2023年）では6,986人となっています。これは、令和3年（2021年）に比べ、12.3%増となっています。

等級別手帳所持者数

単位：人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
1級	503 (4)	543 (4)	533 (5)	1,579 (13)
2級	3,523 (51)	3,849 (60)	3,905 (79)	11,277 (190)
3級	2,196 (81)	2,340 (89)	2,548 (109)	7,084 (279)
合計	6,222 (136)	6,732 (153)	6,986 (193)	19,940 (482)

()は、18歳未満の人数

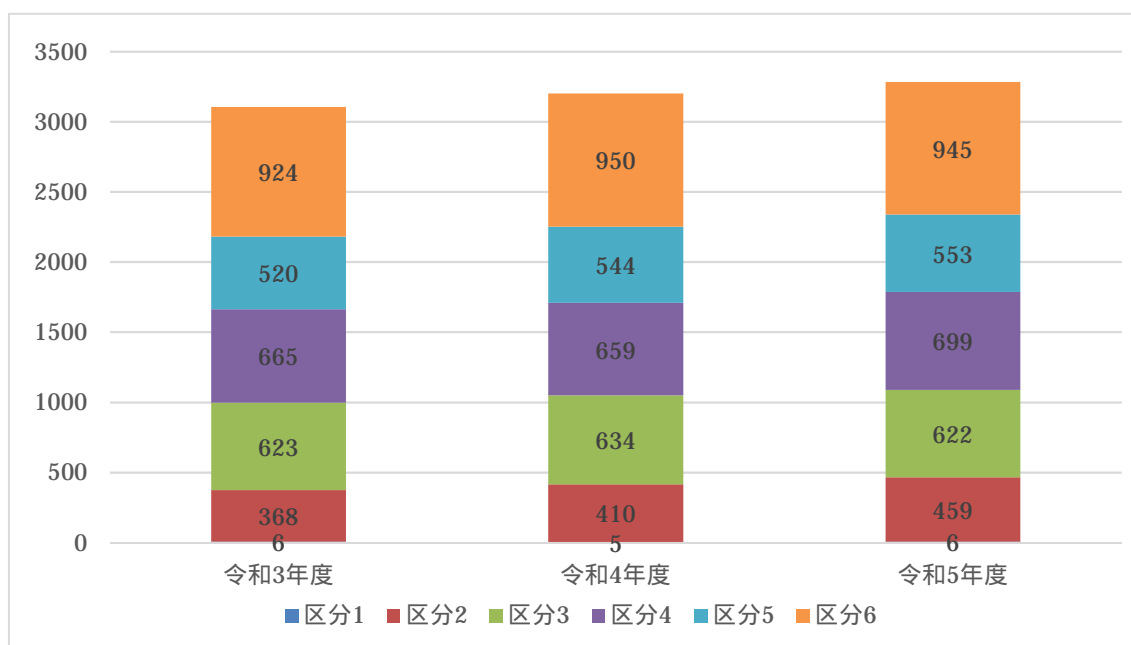


(3) 障害福祉サービス利用者数等の推移(各年4月1日現在)

障害福祉サービス利用者数は年々増加しており、令和3年(2021年)では4,774人でしたが、令和5年(2023年)では5,134人となっています。これは、令和3年(2021年)に比べ、約7.5%増となっています。

障害福祉サービス利用者数及び障害支援区分の認定者数 単位：人

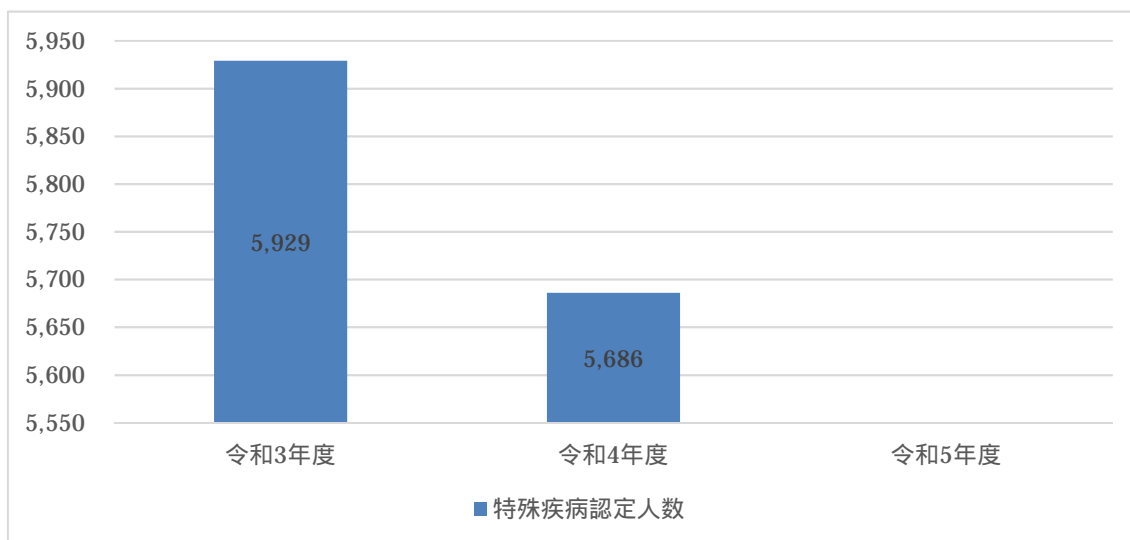
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	6	5	6
区分2	368	410	459
区分3	623	634	622
区分4	665	659	699
区分5	520	544	553
区分6	924	950	945
合計	3,106	3,202	3,284
サービス利用者数	4,774	4,989	5,134



(4) 特定疾患医療受給者証等所持者数の推移

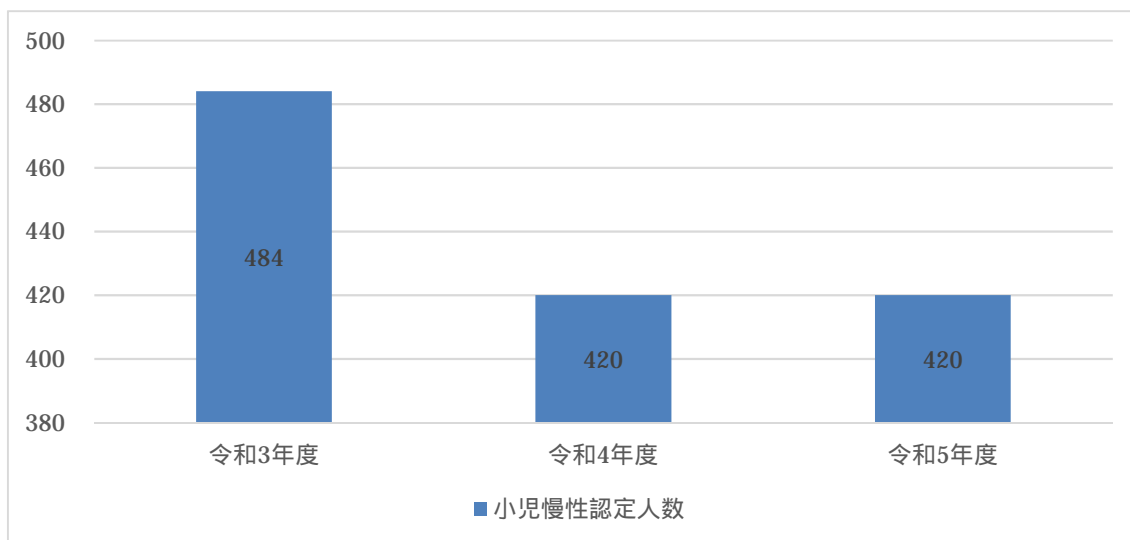
特定疾患医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

難病患者等であることを示す特定疾患医療受給者証所持者数は、年々増加しており、令和3年（2021年）では5,929人でしたが、令和5年（2023年）では12月ごろに東京都が発表人となっています。これは、令和3年（2021年）に比べ、%増となっています。



小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

小児慢性特定疾患の患者であることを示す小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は、年々増加しており、令和3年（2021年）では484人でしたが、令和5年（2023年）では12月ごろに東京都が発表人となっています。これは、令和3年（2021年）に比べ、%増となっています。



参考：保育所等における医療的ケア児の受入状況

近年の医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児数は年々増加しており、保育所等における医療的ケア児の受け入れのニーズも高まっています。

医療的ケア児は、医療的ケアと医療機器による支援を日常的に必要としており、保育所等において安心して保育の提供を実施するためには、適正な受け入れ体制の整備と医療機器の配備が必要です。

本市においては、安全な医療的ケアと医療的ケア児の発達に応じた保育の提供のため、令和3年(2021年)に「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、保育所等への情報の発信等に努めています。

今後も、医療的ケア児への適正な保育の提供がされるよう、受け入れ態勢の整備等に努めていきます。

市内保育所における医療的ケア児の受入数(各年度末時点) 単位：人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
公立園(3箇所)	4	3	4
民間園(2箇所)	8	5	6
合計	12	8	10

2 障害者の教育環境・就労状況

(1) 教育環境

市内小中学校への就学状況（各年4月7日現在）

令和5年度（2023年度）に、新たに小学校へ就学した対象の市内の児童数は3,956人で、新たに中学校へ就学した対象の市内の生徒数は4,711人となり、年々減少傾向にあります。

小学校への児童の就学状況

単位：人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市内の児童数	4,200	4,245	3,956
市立小学校 （通常学級）	4,050	4,048	3,797
市立小学校 （特別支援学級）	57	66	61
特別支援学校	30	51	45
国立・私立小学校	59	78	46
その他	4	2	7

中学校への生徒の就学状況

単位：人

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市内の生徒数	4,829	4,844	4,711
市立中学校 （通常学級）	4,165	4,165	4,052
市立中学校 （特別支援学級）	99	116	108
特別支援学校	42	53	72
国立・私立中学校	519	507	476
その他	4	3	3

その他は、他市への区域外就学者等

市内小中学校の特別支援学級、通級指導学級の状況（令和5年〔2023年〕5月1日現在）

令和5年（2023年）5月1日現在の市内小学校の特別支援学級の児童数は588人で、市内全体の児童数の2.3%、学級数は88学級で、市内全体の学級数の8.8%となっています。通級指導学級の児童数は、167人で市内全体の児童数の0.7%、学級数は12学級で、市内全体の学級数の1.2%となっています。特別支援教室の児童数は1,445人で、市内全体の児童数の5.7%となっています。

令和5年（2020年）5月1日現在の市内中学校の特別支援学級の生徒数は352人で、市内全体の生徒数の2.8%、学級数は51学級で、市内全体の学級数の11.9%となっています。通級指導学級の生徒数は13人で、市内全体の生徒数の0.1%、学級数は1学級で、市内全体の学級数の0.2%となっています。特別支援教室の生徒数は523人で、市内全体の生徒数の4.1%となっています。

市内小学校の特別支援学級、通級指導学級の各学年別児童数及び学級数

項目		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
市内全体		3,863	4,132	4,138	4,181	4,440	4,412	25,166	996
特別支援学級	固定学級	61	86	117	90	122	112	588 (2.3%)	88 (8.8%)
	通級指導学級	40	43	28	20	14	22	167 (0.7%)	12 (1.2%)
	特別支援教室	136	194	267	275	325	248	1,445 (5.7%)	-

市内中学校の特別支援学級、通級指導学級の各学年別生徒数及び学級数

項目		1年	2年	3年	合計	学級数
市内全体		4,181	4,309	4,307	12,797	427
特別支援学級	固定学級	108	130	114	352 (2.8%)	51 (11.9%)
	通級指導学級	7	4	2	13 (0.1%)	1 (0.2%)
	特別支援教室	171	173	179	523 (4.1%)	-

市内及び近隣の特別支援学校高等部の状況（令和5年〔2023年〕4月1日現在）

令和5年（2023年）現在の市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住の生徒数は、合計で381人です。

市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住生徒数 単位：人

学校名	高等部 1年生	高等部 2年生	高等部 3年生	合計
八王子西特別支援学校	66	68	65	199
八王子東特別支援学校	5	4	8	17
南大沢学園	27	29	30	86
多摩桜の丘学園（知）	10	17	9	36
多摩桜の丘学園（肢）	2	1	3	6
八王子盲学校	1	1	2	4
立川学園（聴）	3	1	2	6
文京盲学校			1	1
中央ろう学校		2		2
武蔵台学園（知）	1			1
しいの木特別支援学校		1		1
永福学園（知）	3	2	1	6
青峰学園（知）	4	2	9	15
東久留米特別支援学校			1	1
合計	122	128	131	381

卒業後の進路は進学、企業就労、福祉的就労、生活介護事業所、施設入所など様々な状況となっています。

(2) 就労状況

障害者の就労状況（各年6月1日現在）

東京都内における障害者の就労状況は、令和元年（2019年）と令和5年（2023年）の雇用障害者数を障害種別で比較すると、身体障害者は〇〇%増の〇〇人、知的障害者は〇〇%増の〇〇人、精神障害者は〇〇%増の〇〇人となっています。

東京都における雇用障害者数

単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
令和元年 (2019年)	135,140	39,599	29,726
令和2年 (2020年)	136,370	41,629	33,494
令和3年 (2021年)	137,835	44,114	37,582
令和4年 (2022年)	138,907	46,513	43,055
令和5年 (2023年)	12月に	厚労省から	発表されます

（令和元年〔2019年〕～令和5年〔2023年〕の「障害者雇用状況の集計結果」より）

ハローワーク八王子管内（八王子市、日野市）における令和4年度（2022年度）の障害者就職件数は454件であり、令和元年度（2019年度）の551件と比較して17.7%減となっていますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。障害種別で見ると、精神障害者の就職が増加していますが、令和元年度（2019年度）の状態にはまだ回復していない状況にあります。

ハローワーク八王子管内における障害者就職状況 単位：件

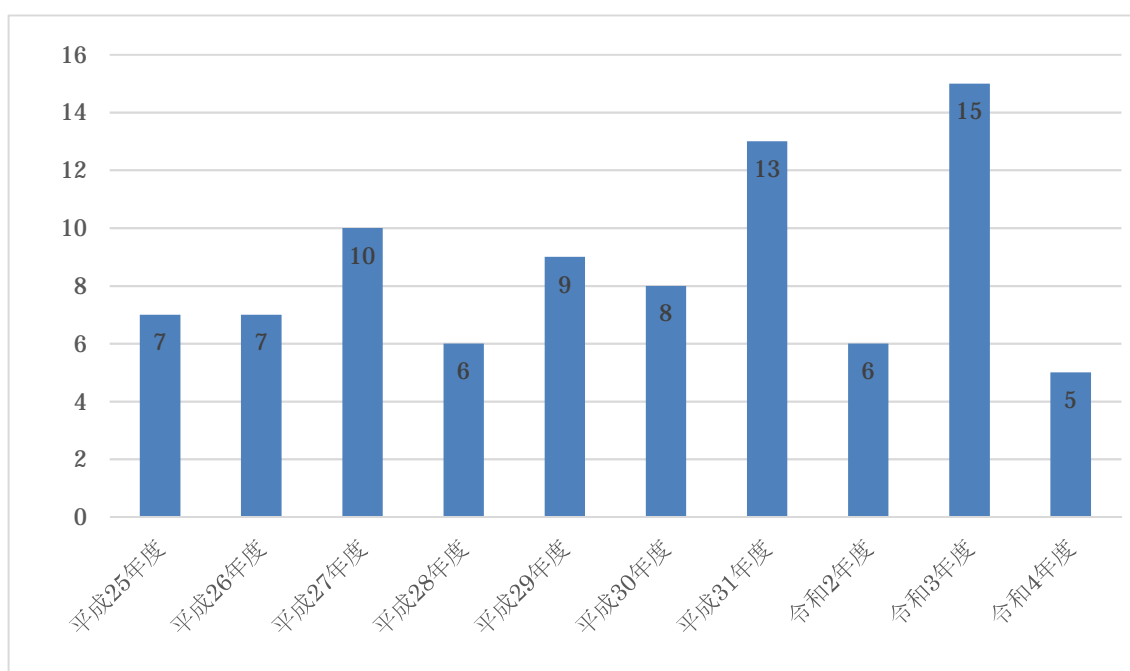
	新規求職 申し込み件数	紹介件数	就職件数
令和元年度（2019年度）	1,270	2,620	551
身体障害者	332	665	115
知的障害者	271	355	169
精神障害者	621	1,537	262
その他の障害者	46	63	5
令和2年度（2020年度）	1,097	2,159	421
身体障害者	291	542	72
知的障害者	232	315	149
精神障害者	468	1148	180
その他の障害者	106	154	20
令和3年度（2021年度）	1,106	2,671	474
身体障害者	284	685	79
知的障害者	230	340	142
精神障害者	532	1522	213
その他の障害者	60	124	40
令和4年度（2022年度）	1,117	2,558	454
身体障害者	270	590	81
知的障害者	241	320	134
精神障害者	575	1618	231
その他の障害者	31	30	8

（ハローワーク八王子の資料より）

都内の特例子会社の状況

昭和51年(1976年)の職業安定局長通達で定められた「特例子会社制度」は、昭和62年(1987年)の障害者雇用促進法の改正で法制化され、平成14年(2002年)10月1日からはグループ適用が開始されています。特例子会社の多くは23区内にありますが、多摩地域でもいくつかの特例子会社が設立されています。

特例子会社の年度別設立件数(都内)



厚生労働省ホームページより(令和4年〔2022年〕6月1日現在)

特例子会社とは

「特例子会社」とは、「障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社」で、厚生労働大臣から認定を受けた会社を指します。

特例子会社を設立すると、そこで雇用する全従業員は事業主(親会社)の雇用であるとみなされ、雇用率を算定する際には親会社と同一の事業所として取り扱われます。

3 施策推進にあたっての課題

本市の総人口はほぼ横ばいとなっている一方、65歳以上の高齢者人口は増加しています。これに伴い、障害者及びその家族の高齢化も進行しています。加えて、愛の手帳（東京都療育手帳）や精神障害者保健福祉手帳の所持者数についても、制度の周知が進んだこともあり、増加し続けています。

このことから、総人口に対する障害者数の割合は増加し続けており、今後もサービスの確保を図らなければならない状況にあります。

障害者を取り巻く現状については、時代のニーズや上記の状況に則した支援の提供が必要とされおり、下記の項目についてそれぞれ、次のような課題が挙げられています。

本計画においては、これらの課題を解決し、必要なサービスを提供するため、様々な施策を実施していきます。

項目	課題
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談支援体制の構築 ・地域生活支援拠点の整備 ・他の関係機関との連携、協働のためのネットワークの構築
地域移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とのつながりの強化 ・地域で障害者（児）が受け入れられる環境の整備 ・地域移行に係る障害者支援のネットワークの強化
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携の推進等の新たな雇用の創出 ・福祉施設から一般就労への移行及び定着 ・就労に関する相談体制の充実
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
障害者施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの質の向上及び福祉人材の確保 ・障害者施設のさらなる整備 ・重度障害者向けの施設の充実 ・施設における業務の効率化による人手不足解消の推進

災害対策	<ul style="list-style-type: none">・ 避難情報等の発信・ 障害者が安心して避難できる避難所受け入れ態勢の構築・ 避難所に避難できない方への支援
障害児支援	<ul style="list-style-type: none">・ 重症心身障害児及び医療的ケア児の支援体制の構築・ 発達障害に係る相談支援の充実・ 障害児の切れ目のない支援体制の構築・ 医療的ケア児等コーディネーターの人材確保・インクルージョン推進のための体制構築
権利擁護	<ul style="list-style-type: none">・ 障害理解の推進・ 虐待防止及び差別解消のための研修及び啓発の充実

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本市では、「八王子市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」において、“全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安心し、充実した自立生活ができるまちづくり”を向かうべき方向として定め、障害の有無にかかわらず、いきいきと暮らしていける社会の実現を目指してきました。

八王子市障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本目標は、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」にて推進する“地域づくり”や、国において定めている「障害者基本計画」内の基本理念である“共生社会の実現”は、これまでの計画の考え方と合致していることから、前計画の基本目標を継承します。

【基本目標】

**全ての障害者が、必要な支援を受け、
社会参加し、地域で、安定し、
充実した自立生活ができるまちづくり**

2 基本方針

基本目標実現のためには、全ての障害者が、それぞれの地域ごとの特性や、それぞれの事情に則した支援を受け、自ら判断し、選択し、主体的な生活を送ることができる環境を整備し、障害のある人もない人も、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生き、共に創り出す社会を築くことが必要です。

この社会を築くため、本市では、圏域のあり方や、その圏域ごとの支援について検討し、障害者が日常生活を営む上でのあらゆる障壁の除去に努め、障害者が

自立し、地域で安心して暮らしていく地域づくりを行い、障害のある人となない人がともに学び、働き、支え合うことができる環境を整備することが必要であると
考え、本計画において、これらを達成するため、次の3つの基本方針を定め、障
害福祉施策を推進していきます。

(1) 安心して暮らせる地域づくり

~地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備

住み慣れた地域で、社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思う
ことは、全ての人の願いです。障害者が病院や施設から地域生活へ移行し、住み
慣れた地域で、自立し安心して暮らしていくために、福祉・保健・医療にかかる
支援や、相談・情報などの日常生活に必要なサービスを提供し、安心して暮らせ
る地域づくりを目指します。

暮らしやすさ

(2) とともに学び、働き、社会参加できる地域社会に

~教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実

障害の有無にかかわらず、いきいきと暮らしていける社会の実現のためには、
障害者一人ひとりが、個性と能力を発揮した活躍の場を持って生活できる共生
社会の実現が必要です。社会を構成する一員として、障害のある人もない人も、
ともに学び、働き、社会参加できる地域社会を実現していくために、学習環境・
就労環境を整備するとともに、地域社会、スポーツ・芸術活動などへの参加を支
援し、社会参加を推進します。

自分らしさ

(3) とともに支えあえる地域社会の実現を

~地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護

障害者が地域で安心して暮らすためには、地域の理解は何より大切であり、私
たち一人ひとりが、障害について理解を深めることにより、差別や偏見は解消さ
れます。障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくため
に、障害者同士や地域の方々との交流を進めるとともに、地域福祉を推進してい
きます。

つながり

3 基本方針を支える柱（目指す姿）

障害者計画では、基本方針を達成するため、基本方針を支える柱を次の5つに設定し、各種施策を整理して体系立て、障害福祉施策に取り組んでいきます。

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

- ・本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が身近な場所で相談できる体制の充実を図ります。
- ・障害者やその家族が安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉が連携し、一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

- ・病院施設の入所者が地域生活へ移行し継続して暮らし続けられるよう、障害福祉の充実を図ります。
- ・医療的ケアや肢体不自由の障害者（児）、発達障害児への支援の充実を図るとともに、地域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。
- ・障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報発信・周知により利用を促すとともに、支援の充実を図ります。

柱3：地域で支え合い、活躍できる環境整備の充実

- ・働く意欲のある障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けられるよう就労支援体制の充実を図ります。
- ・障害のある人が適切な教育を受けられるよう、教育環境を整備するとともに、誰でも学べる学習環境の充実を図ります。
- ・障害のある人がその適性を活かし、スポーツ・芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

柱4：インクルーシブ社会の推進

- ・ 障害理解について、幅広く市民への普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、障害を理由とする差別の解消や、権利擁護のさらなる推進、虐待の防止に努めます。
- ・ 障害のある人が地域とつながり、支え合い、地域で暮らすことができるよう障害への理解を深めるための交流の場や、障害福祉に携わるボランティア活動の環境の整備を推進します。
- ・ 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、建築物等のハード面と、情報提供、意思疎通の支援等のソフト面の両面からバリアフリー化のさらなる推進を図ります。

柱5：質の高い生活環境の提供

- ・ 障害のある人が住み慣れた地域で安全・安心な生活ができるよう、防災・防犯対策のさらなる充実を図ります。
- ・ 利用者の一人ひとりに応じた良質なサービスを選択できるよう、障害者施設における福祉サービス及び福祉人材の質の向上を図ります。
- ・ 障害のある人の地域生活を支えるため、居住環境と日中活動の場の整備を図ります。

第 4 章

障害者計画 (施策の展開)

第4章 障害者計画（施策の展開）

障害者を取り巻く状況は年々変化し、障害者数の増加や重度化、そして障害者とその家族の高齢化はさらに進んでいくと考えられます。

市は、これらに対応するため地域の関係機関と連携し、地域とのつながりを強化しつつ、今後を見据えた障害者施策を実施していくとともに、情報化社会の進行等、時代の変化にも対応していく必要があります。

障害者計画においては、世の中の状況を的確に捉え、様々な利用者のニーズに柔軟に対応した施策を展開し、目標を達成するための取組として、次のとおりそれぞれの柱の下に施策項目を設定し、障害福祉施策に取り組んでいくことを定めます。

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱1 一人ひとりに 応じた適切な 支援	相談体制の強化	1 地域生活支援拠点等の運用
		2 障害者ケアマネジメントの充実
		3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充
		4 障害者引きこもり対策
		5 住宅設備改善に関する相談の充実
		6 ライフステージに即した支援の充実
	保健・医療サービスの充 実	7 保健福祉サービスの充実
		8 早期発見・早期治療体制の整備
		9 医療連携の推進
		10 救急医療体制等の充実
		11 医療の整備
		12 医療費に対する支援
		13 福祉・保健・医療の連携体制の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援	地域生活への移行	14 病院・施設等から地域への移行推進
		15 当事者活動の支援
		16 居住支援事業の充実
	障害児のサービス提供体制の構築	17 障害児への支援の充実
		18 重症心身障害児・医療的ケア児への支援
		19 発達障害児への支援
		20 難聴児への支援
		21 障害児保育の充実
		22 障害児の放課後活動（余暇支援）の充実
	地域で生活するための体制整備	23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実
		24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充
		25 訪問入浴サービスの推進
		26 一時保護施設の拡充
		27 緊急一時保護（家庭）の実施
		28 機能回復訓練事業の実施
		29 日常生活用具の給付・補装具費の支給
		30 心身障害者や難病患者への福祉手当の支給
		31 障害者の家族のネットワークづくりの促進
		32 介護を行う家族支援の充実
		33 障害者が暮らしやすい住宅の整備
		34 住宅設備改善の給付
		35 社会参加への環境整備
		36 情報機器の活用
		37 重層的支援体制の強化

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱3 地域で支え合 い、活躍でき る環境整備	障害者就労のさらなる 促進	38 情報提供・相談機能の強化
		39 就労ネットワークの構築
		40 就労移行支援施設等の活用
		41 個別移行支援計画の活用
		42 就労定着の推進
		43 企業への啓発及び就労・雇用の拡大
		44 通所施設での福祉的就労の促進
		45 雇用施策との連携による重度障害者等への就 労支援
	共に学べる学習環境の 推進	46 通常学級における支援の充実
		47 通常学級における障害理解の推進
		48 就学前の療育の充実
		49 特別支援学級の充実
		50 高等教育の機会の確保
		51 講座・講習を受けるための環境整備
		52 自主的な学習活動を行うための場の提供
53 重度障害者への大学修学支援		
スポーツ・芸術活動の推 進	54 イベント等による活動の促進	

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱4 インクルーシブ社会の推進	障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	55 障害理解に関する教育の推進
		56 権利擁護の推進
		57 成年後見制度の利用促進
		58 再犯防止の推進
	地域で支え合える生活環境の推進	59 交流活動の推進
		60 ボランティア参加のための環境整備
	バリアフリー社会の推進	61 バリアフリー化の促進
		62 移動環境の整備

方針を支える柱	目標達成のための取組	施策項目
柱5 質の高い生活環境の提供	防災・防犯対策の連携・強化	63 防災対策の推進
		64 福祉避難所の整備
		65 防犯対策の推進
	福祉サービスの質の向上	66 福祉関係者の資質向上
		67 福祉人材の確保
	障害者施設整備の充実	68 居住施設等の整備
		69 共生型サービス事業所の整備
	70 療育の整備	

柱1 一人ひとりに応じた適切な支援

相談体制の強化

施策1 地域生活支援拠点等の運用

現状

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の社会資源を活かして、障害者の日常生活を支援するためのネットワークを円滑に活用するため、拠点協力事業所や拠点コーディネーターを設置。その中で、緊急一時支援体制を検討しているが、すべての要求に応じられる体制が必要になっている。

取組

グループホームなど、地域の社会資源を活かし、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害者の日常生活の支援を図っていきます。

基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点事業の役割を明確化することで、地域資源とのネットワーク強化に取り組んでいきます。

緊急時の受け入れ態勢については、当事者の状況に寄り添った対応がとれない場合があることから、より安定し、ニーズに即した緊急対応ができる体制構築を進めていきます。

施策2 障害者ケアマネジメントの充実

現状

相談支援専門員が不足し、計画相談のサービスを希望する方が十分に利用することができていない。サービス等利用計画作成のセルフ率が非常に高い。

取組

地域における障害者の自立と社会参加を支援するため、サービス等利用計画の策定時に個々の利用状況を把握し、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、サービスの向上を図ります。

基幹相談支援センターを設置し、事業所の人材育成や事業運営のスーパーバイズを行うことで、相談支援事業所の運営力を強化し、相談を希望する利用者がサービスに繋がりがやすい環境づくりに努めます。

施策3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充

現状

はちまるサポート設置により、身近に相談できる環境が整ってきているが、障害分野の相談を総合的に対応できる相談窓口が必要とされている。

相談支援専門員が不足しており、障害福祉サービス等の相談に十分応えられていない。

医療機関、児童発達支援センター及び発達障害児支援室において、障害児の一貫した発達相談を受けている。

福祉サービスやその他様々な制度についての情報が必要な人に十分に行き渡っていない。

取組

基幹相談支援センターを設置し、障害分野の支援者支援にも対応した総合的な相談支援体制の構築を進めます。

保健、医療、教育、労働、児童、高齢等の他分野とも連携し、ライフステージに即した、包括的な相談支援体制を構築します。

相談支援専門員の人材確保及び研修の実施、事業運営へのスーパーバイズにより、相談・情報提供機能のさらなる向上を図り、計画相談の利用者を増やします。

権利擁護、地域移行、就労支援、児童支援、地域継続、緊急一時支援、福祉事業所、防災など分野ごとの地域課題の抽出を障害者地域自立支援協議会と共に行い、課題解決に向けた体制づくりに努めます。

はちまるサポートによる支援の強化や、住民ネットワークの構築により、障害者の生活課題の把握から早期支援につなげ、スムーズな問題解決を目指します。

様々な障害のある方からの多様な相談に対応できるよう、地域の障害者団体などとの連携を強化します。

障害児の一貫した発達についての相談を引き続き受けるとともに、ライフステージに即した切れ目ない支援につながるよう、情報共有を行っていきます。

市で発行している福祉のしおりや、市ホームページなどを活用し、必要な人に必要な情報が行き届くよう情報発信していきます。

施策4 障害者引きこもり対策

現状

発達障害児支援室において未就学の障害児及び就学児(不登校児童を含む)の療育を実施し、早期対応による引きこもりの防止に取り組んでいる。

地域とのつながりがなく家族のみで対応しているケースについて、引きこもりが長期化する傾向がある。

取組

家族、行政、医療機関、施設、学校、地域などとの連携や、相談支援事業所の活用により、相談支援・情報提供を図ります。

地域とのつながりが少ない障害当事者や家族を支援するため、医療機関への受診等につなげていきます。

施策5 住宅設備改善に関する相談の充実

現状

住宅設備の改善を必要としている人がいる。

取組

住まいの相談会など、関係所管と連携し、相談機会の提供を進めていきます。

市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしていきます。

施策6 ライフステージに即した支援の充実

現状

障害者のライフステージに即した総合的な相談支援体制の整備が十分でない。

取組

障害者及び障害者の家族に対して、ライフステージに即した支援の実現のために、相談を総合的に受け付けることができる体制の整備を図ります。

保健・医療サービスの充実

施策7 保健福祉サービスの充実

現状

保健師・栄養士・歯科衛生士による健康づくりの相談等を必要としている人がいる。

取組

保健福祉センターにおいて、引き続き健康に関する相談等を実施していきます。

施策8 早期発見・早期治療体制の整備

現状

市民を対象とした各種健診(検診)を実施しているが、このことに対する相談体制は十分でない。

取組

障害者の健診(検診)の受診に関する相談体制について、対応できる支援の充実を図ります。

施策9 医療連携の推進

現状

地域の医療機関に対し、障害理解の促進に向けた周知・啓発活動が十分でない。

取組

八王子市中核病院(東京医科大学八王子医療センター及び東海大学医学部附属八王子病院)と一般病院、診療所との連携を進めるとともに、地域の医療機関における障害理解の促進や支援体制の構築を図ります。

小児・障害メディカルセンター内の障害者歯科診療所を中心とした、障害者歯科医療連携を推進します。

施策10 救急医療体制等の充実

現状

夜間救急診療室の運営のほか、障害の有無に関わらず、救急医療体制を整備している。

取組

継続的な救急医療体制を確保するため、八王子市医師会等と連携を図ります。

施策11 医療の整備

現状

成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のための医療体制が十分でない。

小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療所等の充実を図るため、小児障害外来の事業費の一部を補助している。

取組

医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のために、医療機能と地域の障害福祉事業所等と連携を図り、スムーズな受け入れ体制を整えていきます。

小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療の受け入れ等の充実を図ります。

施策12 医療費に対する支援

現状

障害者医療費助成を行っているが、十分な状況には至っていない。

取組

障害の種別程度にあった医療費の助成を行います。

市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしていきます。

施策13 福祉・保健・医療の連携体制の推進

現状

福祉・保健・医療の各機関が必要に応じて連絡調整を図っているが、さらなる連携が必要である。

取組

福祉・保健・医療の連携のみならず、他機関とも連携し、困難ケース等の解決に向けて重層的な支援を行っていきます。

柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援

地域生活への移行

施策14 病院・施設等から地域への移行推進

現状

病院・施設と地域をつなぐ総合的な支援体制・相談窓口が求められている。

障害者の地域生活への移行を進めるにあたり、様々な要因や課題を関係者が相互に共有することが求められている。

重度化・高齢化により地域での受け入れが難しくなっている。

障害者が安心して地域社会で暮らしていくための地域住民のさらなる理解が必要となっている。

取組

社会的入院者、施設入所者等の地域への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を働きかけます。

重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホーム等の整備に取り組み、地域移行を推進します。

基幹相談支援センターを設置し、障害者地域自立支援協議会等と協働し、病院や施設関係者、地域の支援者との情報共有や研修の相互参加等、連携を強化することで、地域生活への移行を推進します。

自立生活に向けた訓練施設等を引き続き活用します。

グループホーム等の体験利用がスムーズにできるよう、仕組み等を検討していきます。

地域移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。

施策15 当事者活動の支援

現状

様々な理由により悩む障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、需要に追いついていない。

取組

障害福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進するなど、障害当事者活動の支援を充実していきます。

東京都が実施するピアサポート研修等を活用し、当事者活動への支援の充実を図ります。

施策16 居住支援事業の充実

現状

居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っているが、入居が困難となるケースもある。

取組

関係機関等と連携しながら居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。
不動産会社等に障害者の地域生活への理解を働きかけていきます。
居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の支援を進めていきます。

障害児のサービス提供体制の構築

施策17 障害児への支援の充実

現状

成長に応じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児健診等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。

障害児の一貫した発達について、相談する場が十分でない。

児童発達支援センターは、障害児及び家族への支援のほか、地域のインクルージョン推進が求められている。

取組

「はちおうじっ子マイファイル」の配付時などに、障害児の相談先パンフレットを配付し、相談先の周知を図ります。

児童発達支援センター等における障害児とその家族のニーズに即した発達の相談について、保健福祉センター等と連携し取り組みます。

ライフステージに即した切れ目のない支援を行うにあたり、障害者地域自立支援協議会等において、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援します。

児童発達支援センターにおいて、全ての子どもが障害の有無に関らず共に成長するための移行支援や地域のインクルージョンを充実していきます。

施策18 重症心身障害児・医療的ケア児への支援**現状**

病院から地域へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者とその家族への支援が求められている。

重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。

医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等の相談を実施している。

取組

医療的ケア児及びその家族と医療・福祉・教育等の社会資源をつなぎ、地域で安心して生活できるための支援体制を構築していきます。

医療的ケア児の相談窓口には、医療機関と連携した核となる医療的ケア児等コーディネーターを配置すると共に、福祉機関等にも資格要件を満たしたコーディネーターを配置し、当事者及びその家族の地域での生活を支援します。

看護師等が重症心身障害児(者)等の自宅を訪問して看護する在宅レスパイト事業を引き続き実施し、家族等の休息を確保します。

重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れについて、補助制度を活用した障害福祉サービス事業開始を事業者に働きかけます。

施策19 発達障害児への支援**現状**

子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備が必要とされている。

発達障害児の家族等への支援体制の確保が必要である。

取組

子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備を図ります。

児童発達支援センターにおいて、障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行うため、個別支援及び集団療育並びに家庭での子育てにかかわる相談に取り組みます。

発達障害児支援室(からふる)において、発達に偏りや遅れのある児童の成長を支援するため、早期発見・早期対応につながる相談や療育支援に取り組みます。

発達障害児の家族等を支援するため、ペアレントメンターを活用した家族同士の情報共有・交流の場を設けるとともに、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けるペアレントトレーニングを引き続き実施します。

施策20 難聴児への支援

現状

難聴発見の遅れにより、適切な支援が受けられないことがある。

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児について、補聴器を装用することにより、言語の獲得やコミュニケーション能力等を身に付ける効果があるため、補聴器の費用負担が求められている。

取組

新生児聴覚検査受診を促進し、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

中等度難聴児を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成する事業を引き続き支援します。

施策21 障害児保育の充実

現状

保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しており、障害児の受け入れニーズも高まっている。

保育所・幼稚園での巡回発達相談を実施している。

保育所・学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。

取組

保育所・学童保育所において、引き続き障害児の受け入れ拡充を図ります。

保育所・幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組みます。

障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。

保育所等訪問支援事業所の拡充を働きかけていきます。

施策22 障害児の放課後活動(余暇支援)の充実

現状

放課後等デイサービス事業所数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。

取組

重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所等の拡充のために、既存の補助制度の充実を図ります。

放課後等デイサービスをはじめ、日中一時支援を活用し、放課後活動の充実を図ります。

地域で生活するための体制整備

施策23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実

現状

障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などにより、支給量が増加している。
利用者のニーズに十分に応えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。
ヘルパー不足により、サービスを十分に利用できていない。

取組

サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修開催等に努めます。
サービス提供事業者に対し、適切な指導等や、関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。
ヘルパー不足に対応するため、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、人材の確保に努めます。

施策24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充

現状

ガイドヘルパーの不足により、サービスを十分に利用できていない。
同行援護・移動支援の支給基準を上回る支給量を求められる場合がある。
複雑化する障害者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。
移動支援の利用について、対象の拡大等を望む声がある。

取組

同行援護・移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き取り組んでいきます。
障害者に配慮したサービスの支給量を確保します。
サービスを提供する事業者に対し、適切な指導等や関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。
移動に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、利用対象者の範囲など、総合的な観点から制度を再構築します。

施策25 訪問入浴サービスの推進

現状

訪問入浴を希望する重度障害者が増えている。
利用回数の増加や、利用者負担額の軽減を望む声がある。

取組

在宅の重度障害者(児)の身体の清潔と健康維持のため、訪問入浴サービス事業を推進し、在宅福祉の向上に努めます。
入浴に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、総合的な観点から制度を検討します。

施策26 一時保護施設の拡充

現状

一時保護施設の数近年増えておらず、施設の利用ニーズへの対応についても十分とはいえない。
精神障害者や医療的ケアを必要とする方、強度行動障害のある方の受け入れができる施設が少ない。

取組

グループホームなどに対し、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。
既存の一時保護施設に対し、受け入れの拡大を働きかけます。
一時保護施設と医療機関等との連携を図ります。

施策27 緊急一時保護(家庭)の実施

現状

一時的に家庭での介護が困難になったときに利用できる制度として需要が高い。

取組

利用しやすいよう、事業を継続して実施します。

施策28 機能回復訓練事業の実施

現状

脳性麻痺・パーキンソン病等、難病を含む様々な障害の機能回復訓練(機能の維持を含む)は、医療機関で行っているが、退院後も継続して訓練を望まれる障害者がいる。

取組

医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業の実施を進めます。

施策29 日常生活用具の給付・補装具費の支給

現状

市ホームページや窓口等を通じ、日常生活用具の給付等の情報提供を行っている。
技術の進歩により様々な用具が実用化されていることから、利用者のニーズも多様化している。

取組

日常生活を支援するため、個々にあった日常生活用具を給付するとともに、補装具費を支給します。
市ホームページや窓口等を通じ、引き続き日常生活用具の給付等の情報提供を行います。
利用者のニーズに即した日常生活用具等の給付を行います。

施策30 心身障害者や難病患者への福祉手当の支給

現状

雇用機会が少ない影響などにより、経済的困窮者が多い。
各種手当の支給件数が増加している。

取組

心身障害者や障害児を扶養する保護者、難病患者等に対し、引き続き各種手当を支給します。

施策31 障害者の家族のネットワークづくりの促進

現状

障害者の家族会について、相談やサポート等を行っており、今後も引き続き取り組む必要がある。

取組

障害者の家族のネットワークづくりや、当事者やその家族との相談の機会を増やしていきます。
家族会に関する情報提供を行っていきます。

施策32 介護を行う家族支援の充実

現状

介護を行う家族が身体的、精神的な疲労や高齢化が進み、家族だけでの介護ができなくなっている。
重症心身障害児(者)の家族等が、一定時間の休養が取れる支援が求められている。

取組

一時保護施設の受け入れの拡大を図るなど、介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。

重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児(者)の家族等が休養できる環境の充実を図ります。

施策33 障害者が暮らしやすい住宅の整備

現状

障害者が暮らしやすい住宅が求められている。

取組

市営住宅について、障害者が自立して生活できるよう、バリアフリー化を促進します。

居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の環境を整備します。

施策34 住宅設備改善の給付

現状

住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。

取組

障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給付を引き続き行います。

施策35 社会参加への環境整備

現状

市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境の整備を図っており、今後も拡充を図る必要がある。

福祉まつりや、ふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しており、引き続き取り組んでいく必要がある。

取組

障害者がスポーツ・レクリエーション、芸術活動など、社会参加しやすい環境をつくるため、各種関係機関や団体に対する活動機会拡充に向けての啓発を進めます。

はちまるサポートやボランティアセンター、市民活動支援センターで行っているボランティア活動等を活用し、社会参加の機会を増やしていきます。

施策36 情報機器の活用

現状

情報機器の提供や、機器の活用を学ぶ機会において、障害者への情報提供に関する環境整備を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

取組

社会環境の変化に応じて障害者等へ、より適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。

施策37 重層的支援体制の強化

現状

CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置しているはちまるサポートを、より利用しやすく、他分野との連携が円滑に進むよう、地域での協力体制を強化していく必要がある。

取組

はちまるサポートにおける地域の相談窓口と各分野の支援者の連携が十分に図れるよう、地域資源の関係性を圏域ごとに強化する取り組みを推進します。

柱3 地域で支え合い、活躍できる環境整備の充実

障害者就労のさらなる促進

施策38 情報提供・相談機能の強化

現状

就労希望の障害者や雇用を希望する企業に対し、障害者雇用に関する情報及び障害者就労に関する情報の交換や発信が十分ではない。

取組

障害者就労・生活支援センター等を活用し、引き続き障害者向けの職業相談を実施するとともに、障害者と企業の双方に向けた雇用に関する情報の発信を強化します。

施策39 就労ネットワークの構築

現状

障害者地域自立支援協議会等において、就労に関する支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係機関等との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。

特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。

一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。

取組

障害者地域自立支援協議会等を活用し、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携や情報共有を図りながら、障害のある方の就労を支援します。

施策40 就労移行支援施設等の活用

現状

障害者地域自立支援協議会等において、就労に関する支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係機関等との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。

特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。

一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。

取組

就労移行支援施設等を活用し、一般就労への移行を促進します。

施策41 個別移行支援計画の活用

現状

障害者地域自立支援協議会等において、就労に関する支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係機関等との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。

特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。

一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。

取組

特別支援学校の生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、障害者就労・生活支援センターなどが中心となって、障害者・家族・学校・通所施設(福祉的就労)・企業などが連携し、就労支援を促進します。

施策42 就労定着の推進

現状

障害者地域自立支援協議会等において、就労に関する支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係機関等との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。

特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。

一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。

取組

就労を希望する障害者等へ就労定着支援の周知浸透を図るとともに、障害者就労・生活支援センターと連携し、一般就労後の定着を推進していきます。

施策43 企業への啓発及び就労・雇用の拡大

現状

障害者法定雇用率を達成している企業等は増加傾向にあるが、障害者雇用が十分ではない企業等もある。

市内企業への障害者雇用の働きかけや、障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等を行っているが、障害者が働くための職場環境の整備は、十分とは言えない。

取組

障害者法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえて、引き続き市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供し、障害者雇用への理解及び職場環境整備の促進を働きかけます。

障害者就労・生活支援センターのジョブコーチ派遣等により、企業が雇用しやすい環境を引き続き整備します。

○超短時間労働を希望する障害者の受入及び育成に取り組めます。

市役所における障害者雇用推進担当を活用し、市内の障害者雇用の促進をけん引します。

施策44 通所施設での福祉的就労の促進

現状

「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市や外郭団体等から障害者就労施設等へ物品やサービスの調達を優先的に活用するよう促しており、今後も継続的に発注を促進し、就労の機会の拡充を図る必要がある。

障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同開発等に向けたネットワークの強化を図り、福祉的就労についてさらに取組を強化していく必要がある。

障害者の福祉的就労の機会拡大のため、農福連携の取組等が必要である。

障害特性に応じた就労環境の整備を図っていく必要がある。

取組

障害者地域自立支援協議会等において、障害者の工賃の向上を視野に入れて、官公需のさらなる拡大を図ります。

ワークセンターを中心に、企業等に対して障害者福祉施設等が提供する物品やサービスについて、積極的な発注を働きかけます。

就労継続支援事業などを活用し、障害者の福祉的就労を促進します。

地域の実情を踏まえた農福連携を促進するとともに、農業以外の分野の他、本市の産業を支える地場産業事業者等との関係機関と連携し、職域の拡大を働きかけます。

施策45 雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援

現状

就労形態の多様化や社会情勢の変化により、重度障害者等の就労機会が増加している。
 重度障害者等が通勤や職場等において、企業の支援を受けても、なお支障がある場合や自営業者として働く場合に、必要な支援を受けられないために就業の機会を制限されてしまう現状がある。

取組

重度障害者等が就労に必要な支援を受け活躍できるよう、雇用施策とも連携し、必要な制度やサービス等を検討していきます。

共に学べる学習環境の推進

施策46 通常学級における支援の充実

現状

通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
 保育園・幼稚園・小学校等の関係者との連携及び知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
 特別な支援を必要とする児童・生徒数が増加しており、その背景も多様化・複雑化している。

取組

通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、引き続き心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置による学習支援を行います。
 就学支援シートの活用により、個々にあった支援を提供します。
 小学校を中心に作成するスタートカリキュラムを活用し、接続期の支援を行います。
 小中学校におけるマイファイル作成のため、支援が必要な児童・生徒の情報を各学校が保管、引き継いでいくサポートファイルを推進します。
 総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、児童・生徒や保護者、学校への相談支援を図ります。
 幼児期も含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制を推進します。

施策47 通常学級における障害理解の推進

現状

小中学校の教職員等に対し、各種研修等を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

通常学級に通う児童に対し、障害理解のためのガイドブックを活用した授業を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

インクルーシブ教育を推進している。

小中学校において児童・生徒の発達や障害に応じた指導・支援が求められている。

取組

小中学校の教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行っていきます。

小学生を対象に、障害理解のためのガイドブックを活用し、障害理解に関する教育を引き続き実施します。

共生社会の実現を目指し、副籍制度を活用し、障害のある子どもとない子どもとの共同学習を行うとともに、地域の障害者との交流を通して障害に対する理解を深めていきます。

施策48 就学前の療育の充実

現状

就学前の療育ができる機関の整備は行われているが、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備は十分ではない。

就学前の障害児に関する相談のニーズが高い。

取組

就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育や療育機関について周知を図るとともに、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備を促進します。

就学前の障害児の療育・発達に関する相談機能について、地域の特徴に合わせた支援の充実を図ります。

施策49 特別支援学級の充実

現状

特別支援学級の需要が高まっており、さらなる学ぶ環境の充実に取り組んでいく必要がある。
障害児について、就学前に関係機関が情報共有を行い、就学後の適切な支援につなげているが、さらなる取組が必要である。

取組

地域の実情に応じて、知的障害(固定制)学級の新設や特別支援教室拠点校のグループ再編について検討していきます。

子どもの特性や障害に応じた適切な指導及び学習の機会を得られるよう、教職員の育成を図っていくとともに、特別支援コーディネーターを中心とした、校内での指導・支援体制の充実に努めます。

特別支援学級において、障害児が十分な教育を受けられるよう、合理的配慮の視点を持った施設の整備や、支援機関等の活用を図ります。

就学前から関係機関との連携を進め、より適切な支援や教育内容の充実に引き続き取り組みます。

施策50 高等教育の機会の確保

現状

障害のある学生に配慮した教育環境の整備を進めている大学もあるが、障害者が高等教育を受ける機会を得ることは難しい。

取組

障害者の高等教育の機会を確保するため、市内の大学等に対して障害者の受け入れと、障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。

障害者を含む多様な学生への対応について、大学コンソーシアム八王子に理解を求めていきます。

施策51 講座・講習を受けるための環境整備

現状

市民講座・講習の開催情報と合わせて、障害者に対する講座受講料の減免制度について周知しているが、市民講座等への参加者数は少ない。

障害者が社会生活を送る上で、必要な知識等を学習する機会が必要である。

市民講座・講習に障害者が参加しやすいよう、会場や資料に工夫を施す等、様々な取組を行っているが、引き続き障害者への合理的配慮が必要である。

取組

市民講座・講習の開催情報や、障害者に対する講座受講料の減免制度について、引き続き市ホームページ等で情報提供を引き続き行い、障害者の生涯学習への参加機会の拡大を図ります。

市民講座・講習においても障害者が参加しやすいよう引き続き合理的配慮に努めます。

施策52 自主的な学習活動を行うための場の提供

現状

各大学等の施設開放状況(図書館施設・運動施設・教室等)について、大学コンソーシアム八王子のホームページで公開しているが、自主的な学習を行うための場がさらに必要である。

障害者が自主的な学習活動を行うための支援が必要である。

取組

施設の開放状況について、引き続き情報提供を行うとともに、大学等に施設開放への協力をさらに働きかけます。

障害者が自主的な学習活動を行うためのグループ活動を支援します。

自主活動グループを支援するため、講師、指導者等の派遣を進めます。

施策53 重度障害者への大学等修学支援

現状

重度障害者が大学等において修学するにあたり、必要な支援を受けられないために修学の機会を制限されてしまう現状がある。

取組

重度障害者が大学等において修学するにあたり、大学等が修学支援体制の構築ができるまでの間、学ぶ機会が制限されないよう、必要な制度やサービス等を検討します。

スポーツ・芸術活動の推進

施策54 イベント等による活動の促進

現状

障害者のふれあい運動会や障害者のためのプール開放、障害者文化展などを実施しているが、スポーツ、芸術活動に取り組んだ成果などを発表する機会がさらに必要である。

取組

安全面に配慮したうえで、市民ポッチャ大会やポッチャ派遣指導、ふれあい運動会、プール開放、障害者文化展を開催し、障害のある人もない人もスポーツ・芸術活動を楽しむ機会を設けます。

スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果発表の機会を設けていきます。

柱4 インクルーシブ社会の推進

障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進

施策55 障害理解に関する教育の推進

現状

小中学校における障害に対する理解の促進を図るため、福祉施設の職場体験など、引き続き進める必要がある。

障害理解のためのガイドブックを活用し福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。

取組

小中学校の教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。

小学生向けの障害理解のためのガイドブックを活用し、引き続き障害理解に関する教育を実施します。

小中学校において、車いす体験や点字体験、アイマスク体験、障害当事者の講話等を行っており、引き続き障害理解に関する授業を実施します。

施策56 権利擁護の推進

現状

障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや、虐待防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護について周知啓発を行っているが、引き続き促進していく必要がある。

心身の機能にかかわる様々な障害についての理解について、周知啓発を行う必要がある。

事業者に対し、合理的な配慮の周知啓発を行う必要がある。

市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。

市と市委託相談支援事業所において、差別相談を一定数受けている。

取組

障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動を促進します。

社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業などを活用します。

障害理解を深めるためのガイドブックや広報はちおうじ、出前講座などにより、障害理解のさらなる周知啓発を図ります。

地域の関連団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施し、権利擁護のさらなる推進を図ります。

市民・事業者が、障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域で暮らすための手助け等を適切に行えるよう、障害者サポーターの養成講座を行います。

市と委託相談支援事業所において、差別相談の問題解決や障害理解に取り組んでいきます。

障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止に関する研修への参加を呼びかけるとともに、幅広く虐待防止の周知に努めます。

○言語である手話の理解促進や普及に取り組めます。また必要に応じて条例制定も検討するなど、互いに意思疎通できる環境づくりを推進します。

施策57 成年後見制度の利用促進

現状

成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。

成年後見制度を必要としている方の相談内容が複雑化している。

市民後見人の養成及び法人後見の受任について検討、実施を進めることで、積極的に制度の活用を図っている。

取組

成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。

障害福祉サービスの利用が困難な方に、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行い、制度の活用を促進します。

施策58 再犯防止の推進

現状

罪を犯した障害者等が、立ち直りに必要な支援を行える地域社会を作っていく必要がある。

取組

再犯防止のイベントや社会を明るくする運動を通じて、再犯防止に向けた啓発活動に取り組みます。

保護司や民生委員など、地域の関係団体と連携し、罪を犯した障害者の立ち直りを支援します。

地域で支え合える生活環境の推進

施策59 交流活動の推進

現状

障害者施設での障害者同士の交流の場はあるが、地域等での交流の場を求める声がある。

障害のある人となない人が様々な機会を通じて、交流することが求められている。

福祉施設等での職場体験や福祉まつり、ふれあい運動会、手作り作品展等を通じて、障害者同士や障害のある人となない人との交流の推進を図っており、さらなる交流の場が求められている。

市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。

取組

障害者を孤立させないよう、身近な地域で、気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。

障害者との多様な交流活動を進めるため、保育所や学校などの行事への参加を促進します。

障害のある人となない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。

障害者施設と地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進し、本市独自の障害者の地域生活への移行につなげていきます。

施策60 ボランティア参加のための環境整備

現状

市内の大学等と「ボランティア活動に関する協定」を締結し、学生のボランティアが参加しやすい環境を図っている。

ボランティア養成講座について、当事者団体や病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、ボランティア組織の強化を行っている。

取組

障害福祉イベント等における学生ボランティアの活用を図ります。

ボランティアセンターとボランティア組織との連携を強化し、より参加しやすい環境を整えていきます。

障害者施設で行う行事等に際して、ボランティアセンターの登録ボランティア等を各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。

○社会情勢の変化に伴い、当事者のニーズに合わせた多様なボランティアの養成講座を実施します。

バリアフリー社会の推進

施策61 バリアフリー化の促進

現状

市街地の建物、道路や歩道、交通機関、施設のバリアフリー化を進めているが、まだ十分とはいえない。デジタル技術の進展に伴い、障害の特性に則した情報バリアフリー化の必要性が増大している。

手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等のボランティアの養成を継続的に行っているが、高齢化等の影響により登録者が減少しているため、さらなる養成の取組が必要である。

失語症者向け意思疎通支援者の養成を行っているが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。

手話通訳者や要約筆記を活用しているが、情報バリアフリーはまだ十分ではない。

令和元年(2019年)に読書バリアフリー法が公布・施行された。

令和4年(2022年)に東京都で手話言語条例が施行された。

取組

福祉のまちづくりを推進するため、関係機関への啓発を進めるとともに、公共建築物や道路、交通機関などのバリアフリー化整備においては、その検討段階に障害当事者の意見を反映し、障害者が安全に利用できる環境の施設整備を促進します。

高齢者や障害者等が自立した日常生活及び社会生活を確保でき、社会参加につながることを目指し、バリアフリーマップの作成を行います。

利用者の多い施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。

イベント等における手話通訳者や要約筆記の活用の周知を図り、利用を促進します。

デジタル技術を活用し、障害者に対する情報提供を促進します。

障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者及び失語症者向け意思疎通支援者の養成や、失語症サロンの立ち上げなど、障害者が利用しやすい環境整備を推進していきます。

図書館において、宅配サービスや音訳・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読書活動を推進します。

施策62 移動環境の整備

現状

点字ブロック上に放置自転車等があり、障害者の通行に支障をきたしている。

道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、リフトバスの運行など、障害者の移動環境の整備が図られてきたが、引き続き取組が必要である。

取組

駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。

思いやり駐車スペース等を拡充します。

リフトバスの活用やタクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動手段の確保に引き続き努めていきます。

柱5 質の高い生活環境の提供

防災・防犯対策の連携・強化

施策63 防災対策の推進

現状

災害時に障害者を地域で支援するための障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの周知を行うとともに、防災意識の向上を図っており、マニュアルの見直しとさらなる周知が必要である。

障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、障害者への防災対策を進めており、引き続き参加を呼びかけていく必要がある。

災害に応じた福祉避難所(二次避難所)及び在宅避難のあり方を検討する必要がある。

取組

避難支援プラン(全体計画)の周知を図ります。

災害時に必要な支援体制として、避難支援プラン(個別計画)の策定を促進します。

障害当事者を対象とする障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの見直しを行い、周知・活用を図ります。

地域における防災訓練等に、障害者及び支援者が積極的に参加し、自らができることを学ぶ機会にできるよう、防災意識の高揚を図ります。

障害者やその家族に対し、災害時の避難等に関する正しい知識の周知に努めます。

災害対策基本法に基づく災害に応じた福祉避難所のあり方について、関係機関と検討し、災害時対応の改善を図ります。

施策64 福祉避難所の整備

現状

災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の協定内容や避難所の運営方法の検討を進めている。福祉避難所への緊急連絡用無線機の配備などは完了している。障害特性に応じた機器や食料などの配備が必要である。災害時には、薬や医療的ケアの確保、介助犬の受け入れなどの配慮が必要になる。避難所等で障害者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。

取組

改正された災害対策基本法に即した福祉避難所となるよう、協定の見直しを進めます。障害者が利用しやすく安心して過ごすことができるよう、情報伝達手段の整備や障害特性に応じた備蓄品の確保を行うなど、福祉避難所の環境を整備します。一般の避難所における要配慮者スペースを充実させ、避難しやすい環境を整備します。福祉避難所運営マニュアルを見直し、福祉避難所として活用する施設に対し、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項の周知を図ります。災害発生時の避難所等において、コミュニケーションを円滑に行うための情報保障を検討します。個別避難計画等の作成を進め、避難場所の事前確認及び発災時の安否確認を行える環境を整備します。

施策65 防犯対策の推進

現状

防犯に関する講座を受講する障害者が少ない。防犯対策パンフレットについて、文字の大きさや、表現、レイアウトを見直すなどの工夫を行ったが、引き続き取り組んでいく必要がある。

取組

防犯に関する講座に参加できるよう、障害者への配慮と周知を図ります。防犯パンフレット等について、より多くの障害者が活用できるよう、引き続き合理的配慮に努めます。

福祉サービスの質の向上

施策66 福祉関係者の資質向上

現状

障害福祉施設等の職員を対象に、虐待防止や防犯・防災等に関する研修を実施している。

障害者の重度化・高齢化に対応するため、より高度な支援が求められている。

取組

障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止や防犯・防災等に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、資質向上を図ります。

福祉関係者の情報交換の場をつくるなど、事業者間の連携強化を図ります。

外部研修の情報を提供し、受講を促すことで資質の向上を図ります。

施策67 福祉人材の確保

現状

障害者福祉施設等の中には、人材が不足している事業所も多く見られ、適切なサービスの提供に影響が生じる可能性がある。

障害者へ適切な支援を行うため、業務の効率化や環境整備が必要である。

取組

市内の大学やハローワークと連携するとともに、福祉職場の雇用につながる情報等を広く発信します。

市内事業者と連携した就職相談会を開催し、さらなる人材を確保できるように努めます。

○福祉人材の定着・確保に向け、デジタル技術を活用した環境の整備の促進に努めます。

障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害福祉施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を実施し、処遇改善加算の取得の増加を図ります。

○人材確保に向けた新たな支援策について検討します。

○福祉の仕事のやりがいや魅力を感じることができるイベントを実施します。

障害者施設整備の充実

施策68 居住施設等の整備

現状

障害者の高齢化により障害の程度も重度化し、支える家族も高齢化している。

重度・重複障害者(児)や医療的ケアが必要な障害者(児)が利用できる居住施設等が不足している。

障害者施設の認知も含め、施設と地域のつながりが求められている。

地域移行を進める一方で、移行が困難な方への対応として、地域と繋がりが持てる入所施設を一定数確保する必要がある。

取組

障害者の地域生活を支援するため、特に必要の高い重度・重複障害者(児)や医療的ケアが必要な障害者(児)が利用できるグループホーム、一時保護施設、障害児通所施設等の整備を補助金の活用も含め推進していきます。

通所施設等の整備については、地域移行の推進に寄与するよう、市街化区域で行うことを前提とし、地域社会とのつながりが図れるよう充実を図っていきます。

農福連携事業など、地域資源を活かし課題解決を図る施設の立地については、市の施設整備に関する方針(障害者施設整備方針 69ページ参照)等への合致を条件とし、地域と共生した本市独自の地域移行の実現を図ります。

障害者施設利用者が地域の一員として地域活動に参加することで、地域住民とのつながりや生活の場が広がり、もって、障害者施設の理解促進を図り施設整備を促進する。

施策69 共生型サービス事業所の整備

現状

65歳を超えた障害者の中には、介護保険サービスに移行しても、それまでと同じ事業所で支援を受けたい人がいる。

取組

障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を提供する共生型サービスの提案を事業者所に行い、事業所の整備を図ります。

施策70 療育の整備

現状

医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場が不足している。

取組

医療的ケアを必要とする障害児のための療育・訓練の場の充実を図ります。

障害者施設整備方針

本市における障害者施設の現状を踏まえ、重度障害者等の日中活動の場の確保や入所施設・病院からの地域生活への移行を推進するため、次のとおり施設の優先的な整備誘導を図っていきます。

日中サービス支援型グループホームの充実(現状 1 施設 定員 10 人)

障害の重度化・高齢化に対応できるグループホームは、215 施設のうち 1 施設のみであることから、優先的に整備していくこととする。

重度・重複障害者や医療的ケアが必要な方が利用できる日中活動系施設の充実(現状 9 施設 定員 125 人)

重度・重複障害者、医療的ケアが必要な方が利用できる日中活動系施設は、152 施設のうち 9 施設のみであることから、優先的に整備していくこととする。

重度・重複障害者や医療的ケアが必要な方が利用できる障害児施設の充実(現状 13 施設 定員 140 人)

重度・重複障害者、医療的ケアが必要な方が利用できる障害児施設は、70 施設のうち 13 施設のみであることから、優先的に整備していくこととする。

その他

上記に加え、強度行動障害等がある方を受入れできる通所施設やグループホームが少ないことから、それらに対応できる施設の整備を図っていきます。

また、入所施設については、障害者の地域への移行を進める中で、定数等について現状維持を基本とする。今後、様々な状況の変化等により、その確保が必要となり、事業所等から相談があった場合には、災害時や地域コミュニティ醸成における地域への貢献、また農福連携や福祉就労の推進などを踏まえた整備を前提として必要に応じた検討を行います。

第 5 章

障害福祉計画・障害児福祉計画 (サービス提供について)

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画（サービス提供について）

1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画です。国の基本指針や東京都の基本的な考え方等を踏まえ、成果目標と活動指標を設定するとともに、サービスごとに見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

なお、国は、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、3年を一期として作成することとし、令和6～8年（2024年～2026年）の3年間について基本方針を示していることから、本計画では、令和8年度（2026年度）までの成果目標と活動指標を設定しますが、令和8年度（2026年度）の中間見直しに合わせ、令和9～11年度（2027年度～2029年度）までの成果目標と活動指標を設定します。

2 計画に定める事項

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 成果目標・活動指標について

(1) 成果目標・活動指標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針や東京都の基本的な考え方を踏まえ、令和8年度(2026年度)を目標年度とする成果目標・活動指標を設定します。

成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき数値目標として設定します。項目ごとの成果目標について、少なくとも1年に1回はその実績を把握し、分析・評価した上で必要な対応を行うこととされています。

活動指標

本市が設定した成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを設定します。活動指標についても、成果目標と同様に少なくとも1年に1回はその達成状況等を把握し、分析・評価することとされています。また、活動指標の達成状況との把握と分析・評価は、より高い頻度により行うことが望ましいとされています。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。

【市の基本的な考え方】

○令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者の6%以上が、地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標】

項 目	数 値	考 え 方
地域生活移行者数	21 人	全施設入所者のうち、令和8年度(2026年度)末までに、施設入所から共同生活援助(グループホーム)等を利用する等により、地域移行する予定者の数
	6%	(割合については、地域生活移行者数を令和4年度(2022年度)末時点の全入所者364人で除した値)

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	人分	1,392	1,409	1,426	1,443	
自立訓練(機能訓練)	人分	8	8	8	8	
自立訓練(生活訓練)	人分	183	188	193	198	
就労選択支援	人分			95	95	
就労移行支援	人分	433	443	453	463	
就労継続支援A型	人分	239	261	283	305	
就労継続支援B型	人分	1,695	1,732	1,769	1,806	
就労定着支援	人分	160	163	167	171	
短期入所(福祉型)	利用者数	330	330	330	330	
	延利用者数	17,193	17,193	17,193	17,193	
短期入所(医療型)	利用者数	66	66	66	66	
	延利用者数	1,912	1,912	1,912	1,912	
共同生活援助 (グループホーム)	人分	936	952	968	984	
地域移行支援	人分	17	18	19	20	
地域定着支援	人分	3	3	3	3	
施設入所支援	人分	363	363	363	363	

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 令和8年度(2026年度)までに、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度(2026年度)の精神病床における入院期間が1年を超える長期入院患者数について、国の定める指針に基づき算定した年齢階級別の推計患者数を目標値とし、それを超えないことを目指します。

○令和8年度(2026年度)末までに、入院後3か月時点の退院率は68.9%以上、入院後6か月時点での退院率は84.5%以上、入院後1年時点での退院率は91%以上とすることを目標値として設定する。

【市の基本的な考え方】

- 長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないが、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助(グループホーム)等の居住の場や、自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制について、バランスに配慮し、圏域ごとに構築できるよう、協議の場を通じて検討を進めていきます。
- 1年以上の長期入院患者の削減目標は設定しないが、医療機関との連携を強化し、退院の支援と地域生活移行後の支援体制の構築を進めます。

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
精神障害者の 自立生活援助	人分/年	37	39	41	43	
精神障害者の 地域移行支援	人分/年	16	17	18	19	
精神障害者の 地域定着支援	人分/年	2	2	2	2	
精神障害者の 共同生活援助	人分/年	350	355	360	365	

地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 各市町村における地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【市の基本的な考え方】

- 令和7年度(2025年度)に基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点事業等と連携しながら、面的な支援体制の構築を進めます。
- 地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。
- 基幹相談支援センターに強度行動障害コーディネーターを配置し、支援者への助言やサポートを行うことにより、地域の支援力向上や支援体制の強化を図ります。

福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業について、令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績の1.31倍以上を目指す。
- 就労継続支援A型事業について、令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
- 就労継続支援B型事業について、令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。

- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度(2026年度)末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着率については、令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

【市の基本的な考え方】

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和8年度中(2026年度中)に令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上を目指します。
- 令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績から、就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援A型は1.29倍以上、就労継続支援B型は1.28倍以上とすることを目指します。
- 令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指します。
- 就労定着支援事業の令和8年度(2026年度)末の利用者数を、令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上とすることを目指します。
- 就労定着率について、令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目指します。
- 農福連携について、関係所管と連携し、地域の実情を踏まえて実施に向けた方策を検討しつつ、関係機関への協力を求め、令和8年度(2026年度)末までに農業塾へ参加する福祉事業所の数を、6事業所以上とすることを市単独目標として目指します。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和8年度（2026年度）における年間一般就労移行者数	198人	令和3年度（2021年度）において、就労移行支援事業等により一般就労した者の数（155人）を基準とする
	1.28倍	
就労移行支援事業について、令和8年度（2026年度）における一般就労への移行者数	151人	令和3年度（2021年度）において、就労移行支援事業により一般就労した者の数（116人）を基準とする。
	1.31倍	
就労継続支援A型について、令和8年度（2026年度）における一般就労への移行者数	10人	令和3年度（2021年度）において、就労継続支援A型により一般就労した者の数（8人）を基準とする。
	1.29倍	
就労継続支援B型について、令和8年度（2026年度）における一般就労への移行者数	37人	令和3年度（2021年度）において、就労継続支援B型により一般就労した者の数（29人）を基準とする。
	1.28倍	
就労移行支援について、令和8年度（2026年度）における就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者が5割以上を占める事業所数	10事業所	令和4年度（2022年度）において目標を達成した事業所の数（19事業所）を基準とする。
	1.5倍	
就労定着支援について、令和8年度（2026年度）における利用者数	164人	令和3年度（2021年度）において、就労定着支援を利用した者の数（116人）を基準とする。
	1.41倍	

就労定着支援について、令和8年度（2026年度）における就労定着支援利用後の一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	3事業所	令和4年度（2022年度）末時点における就労定着支援事業所数（11事業所）を基準とする。
	総数の25%	

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	人分	1,392	1,409	1,426	1,443	
就労選択支援	人分			95	95	
就労移行支援	人分	433	443	453	463	
就労継続支援A型	人分	239	261	283	305	
就労継続支援B型	人分	1,695	1,732	1,769	1,806	
就労定着支援	人分	160	163	167	171	

障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度（2026年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度（2026年度）末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保する。

- 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
- 各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【市の基本的な考え方】

- 市内の2か所の児童発達支援センターについて、地域の発達支援に関する相談機能を有する施設として活用します。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援事業所の拡充を目指します。
- 市内には重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が5か所、放課後等デイサービス事業所が6か所あるが、さらなる拡充を目指します。
- 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置しており、引き続き医療的ケア児の実態やニーズに基づき、必要な施策を検討していきます。
- 医療的ケア児コーディネーターと地域のコーディネーターとが連携できる体制の整備を図っていきます。

【成果目標】

項目	数値	考え方
令和8年度（2026年度）末の 保育所等訪問支援事業所数	12事業所	令和4年度（2022年度）末の 保育所等訪問支援事業所の数（8 事業所）を基準とする。
	年1増	
重症心身障害児に対して確実にサ ービスが提供できる事業所数	15事業所	令和4年度（2022年度）末の 事業所の数（11事業所）を基準 とする。
	年1増	

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	人分	725	737	750	763	
放課後等デイサービス	人分	1,393	1,417	1,441	1,465	
保育所等訪問支援	人分	168	171	174	177	
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	2	2	2	
障害児相談支援	人分	330	330	334	338	

相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和8年度(2026年度)末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 地域づくりに向けた協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【市の基本的な考え方】

- 令和7年度(2025年度)末までに基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図ります。
- 基幹相談支援センターを中心に地域づくりに向けた協議会とも連携しながら、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めていきます。
- 令和7年度(2025年度)末までに基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を構築することで、障害者が地域で安心して生活できる環境を整え、計画相談につながる障害者を増やし、セルフプラン率を令和4年度(2022年度)の実績値から、成人は4パーセント、児童は2パーセント削減することを目指します。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- 令和8年度(2026年度)末までに、都道府県や市町村において、サービス等の質を向上させるための取組に関する体制を構築する。

【市の基本的な考え方】

- 市職員に対し、東京都等が開催する研修、講習会等に参加し、障害サービス等に関する知識を習得し、スキルアップを図ります。
- 障害福祉サービス事業者における支援の質を向上させるため、虐待防止研修等を実施するほか、国及び東京都が開催する研修等の受講を促し、受講機会の拡充を図ります。
- 指導監査課において、障害福祉サービス事業者等の実地検査の結果を市ホームページで公表します。

(2) 障害福祉サービス等

令和8年度(2026年度)における目標値を達成できるように、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における指定障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針や東京都の基本的な考え方を踏まえて設定します。

訪問系サービス

【国の基本指針】

- 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。

イ 重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援までを総合的に行います。

ウ 行動援護

外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するための援助が必要な知的障害者や精神障害者に、移動中の介護などを提供します。

エ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。

オ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援計画に基づき居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【市の基本的な考え方】

現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害者の重度化・高齢化による利用時間の伸びや新たな利用者を踏まえて利用者数等を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間分	83,973	84,807	86,249
	利用者数(人分)	622	627	638
重度訪問介護	時間分	501,676	508,498	514,600
	利用者数(人分)	192	187	189
行動援護	時間分	11,251	10,554	10,860
	利用者数(人分)	28	27	28
同行援護	時間分	33,810	35,607	36,390
	利用者数(人分)	179	188	192
重度障害者等包 括支援	時間分	0	0	0
	利用者数(人分)	0	0	0
合計	時間分	630,710	639,466	648,099
	利用者数(人分)	1,021	1,029	1,047

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間分	87,715	89,206	90,723
	利用者数(人分)	649	660	671
重度訪問介護	時間分	520,775	527,024	533,348
	利用者数(人分)	191	193	195
行動援護	時間分	11,175	11,499	11,832
	利用者数(人分)	29	30	31
同行援護	時間分	37,191	38,009	38,845
	利用者数(人分)	196	200	204
重度障害者等包 括支援	時間分	0	0	0
	利用者数(人分)	0	0	0
合計	時間分	656,856	665,738	674,748
	利用者数(人分)	1,065	1,083	1,101

日中活動系サービス

ア 生活介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上(入所の場合は、区分4以上)又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は、区分3以上)が対象者となります。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設の利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、障害者の高齢化と重度化が進んでいることなどを踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	人分	1,372	1,375	1,392

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	1,409	1,426	1,443

イ 自立訓練（機能訓練）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

市内には自立訓練（機能訓練）を受けられる施設はありませんが、市外の施設へ通院している障害者の数をもとに、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練(機能訓練)	人分	8	7	8

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人分	8	8	8

ウ 自立訓練(生活訓練)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間24か月、長期入所者の場合36か月)、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設を利用している知的障害者などの利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練(生活訓練)	人分	159	178	183

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	人分	188	193	198

エ 就労選択支援

【国の基本指針】

障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを令和7年度(2025年度)から設定する。

【事業内容】

特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【市の基本的な考え方】

特別新学校卒業見込み者数等が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法等を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った進路を案内します。

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人分		95	95

オ 就労移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

一般就労等に向けて、一定期間（標準期間24か月）事業所における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、市が障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることを踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労移行支援	人分	407	423	433

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人分	443	453	463

カ 就労継続支援

【国の基本指針】

就労継続支援A型：現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労継続支援B型：現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【事業内容】

通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の新規開設等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労継続支援A型	人分	184	217	239
就労継続支援B型	人分	1,532	1,658	1,695

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	人分	261	283	305
就労継続支援B型	人分	1,732	1,769	1,806

キ 就労定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、課題解決に必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち一定数が本サービスを利用することを見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労定着支援	人分	139	156	160

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人分	163	167	171

ク 療養介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の利用実績に、医療型障害児入所施設における18歳以上の入所者を含めて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
療養介護	人分	43	43	43

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人分	43	43	43

ケ 短期入所

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【市の基本的な考え方】

現時点の利用者数を基礎として、障害者の重度化や家族の高齢化等による利用者数の伸びや、新たな利用者等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
短期入所 (福祉型)	利用者数(人分)	280	330	330
	延利用者数(人分)	15,435	17,193	17,193
短期入所 (医療型)	利用者数(人分)	80	66	66
	延利用者数(人分)	1,912	1,711	1,912

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	利用者数(人分)	330	330	330
	延利用者数(人分)	17,193	17,193	17,193
短期入所 (医療型)	利用者数(人分)	66	66	66
	延利用者数(人分)	1,912	1,912	1,912

居住系サービス

ア 共同生活援助(グループホーム)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

さらに、当該利用者数のうち、重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

【事業内容】

ひとり暮らしをするには不安のある知的障害者、身体障害者又は精神障害者に対し、グループホームで日常生活上の相談や援助、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

【市の基本的な考え方】

現時点のグループホームの利用者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行が進むことや、市が共同生活援助(グループホーム)の整備の促進を今後の主要な取組と捉えていること等を踏まえ、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	885	920	936

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	952	968	984

イ 施設入所支援

【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数(施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数)を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定にあたっては、令和8年度(2026年度)末において、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5パーセント以上を削減することとし、令和5年度(2023年度)末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度(2026年度)末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【事業内容】

介護が必要な人や通所が困難な障害者で、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

【市の基本的な考え方】

令和5年度(2023年度)末までに、平成31年度(2019年度)末時点の施設入所者の6%以上が、グループホーム等の地域生活へ移行するとともに、令和5年度(2023年度)末の施設入所者数が、令和2年度(2020年度)末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
施設入所支援	人分	376	364	363

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人分	363	363	363

ウ 自立生活援助

【国の基本指針】

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

福祉施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など適切な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであり、ひとり暮らしへの移行希望者のうち一定数が本サービスを利用すると見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立生活援助	人分	29	40	41

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	42	43	44

相談支援

ア 計画相談支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障害者や、居宅・通所サービスを受けようとする障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者等を踏まえ、原則として全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画相談支援	人分/月	2,494	2,514	2,514

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分/月	2,514	2,564	2,614

イ 地域移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

【事業内容】

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について一定の期間（標準期間6か月）必要な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

福祉施設の入所者及び精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を踏まえて、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域移行支援	人分/月	16	16	17

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人分/月	18	19	20

ウ 地域定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について一定の期間(標準期間6か月)支援を行います。

【市の基本的な考え方】

地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域定着支援	人分/月	5	2	3

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人分/月	3	3	3

その他

処遇改善加算取得率の促進

【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を実施し、処遇改善加算の取得率について、令和4年度(2022年度)末実績から、令和8年度(2026年度)末までに4%の増加を図ります。

障害福祉サービス等のサービス量確保のための方策

- ア 訪問系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携等を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。
- イ 日中活動系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、利用者のニーズ等の把握に努め、日中活動事業を促進するなど体制の充実を図ります。
- ウ 居住系サービスについては、障害者の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助(グループホーム)の整備の促進を図ります。特に重度・重複障害者が利用できるグループホームについては、さらなる整備の促進を目指します。

(3) 地域生活支援事業

国は、障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業として、相談支援、意思疎通支援などの事業を実施します。

なお、地域生活支援事業は市町村が必ず取り組むべき必須事業と、市町村がそれぞれの特性や利用者の状況に合わせて取り組む任意事業に分けられています。

必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【市の基本的な考え方】

市では、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害理解の推進に取り組んでおり、今後も障害理解のための周知イベントの開催や広報、市ホームページ、ガイドブック等を活用した啓発活動を継続的に行っていきます。

イ 自発的活動支援事業

【事業内容】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【市の基本的な考え方】

障害者等に対するボランティアの養成や活動の支援、障害者等を含めた地域における災害対策活動の支援等を通じて、障害者等の日常生活を支援していきます。

ウ 相談支援事業

【事業内容】

障害者等からの相談に応じ、相談支援専門員の活用を図りつつ、必要な情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害者差別や虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整

その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

【市の基本的な考え方】

市域が広い本市において、交通の利便性の高い身近な場所で相談支援を受けられるように、相談支援事業を行う事業所を5か所設置しています。また、これらの事業所は、地域生活支援拠点事業も担っていることから、その役割分担を明確化した上で、令和7年度（2025年度）末までに基幹相談支援センターを設置し、地域支援とのネットワーク強化に取り組み、相談支援の充実を図ります。

賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者に対し、円滑な入居のための支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を継続していきます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談支援事業所 相談件数	延件数(件)	33,649	29,273	30,000

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所 相談件数	延件数(件)	30,000	30,000	30,000

エ 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を利用することが必要である障害者が、補助を受けなければ制度の利用が困難な場合、申立てに要する費用及び後見人等の報酬等を助成します。

【市の基本的な考え方】

成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、成年後見制度の適切な活用とパンフレット等による周知を図っていきます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
申立て件数	延件数(件)	12	4	10

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立て件数	延件数(件)	11	12	13

オ 意思疎通支援事業

【事業内容】

視覚、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通が困難な障害者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳協力者及び要約筆記協力者の養成・派遣や、盲ろう者向け通訳・介助者の養成を行うことで、意思疎通の円滑化に取り組みます。

【市の基本的な考え方】

手話通訳協力者、要約筆記協力者及び盲ろう者向け通訳・介助者の養成と登録者数・派遣件数の増加を図ることに加え、失語症向け意思疎通支援事業を独自に実施し、さらなる情報保障の充実を図ります。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
養成事業	手話通訳	初級 修了者数(人)	60	67	70
		中級 修了者数(人)	26	41	45
		手話通訳者養成入門 修了者数(人)	14	14	14
		手話通訳者養成 修了者数(人)	6	5	6
	要約筆記者養成修了者数(人) (2ヶ年講習会のため隔年)		8	-	0
	盲ろう通訳者・介助者養成 修了者数(人)		5	1	2
	失語症者向け意思 疎通支援者養成	必修基礎 修了者数(人)	2	3	2
		応用 修了者数(人)	3	2	2
派遣事業	手話通訳・要約筆記協力者等 延派遣件数(件)		4,709	6,202	6,500
	手話通訳協力者 登録者数(人)		34	33	37
	要約筆記協力者 登録者数(人)		17	17	17
	盲ろう者向け通訳・介助者登録者 数(人)		15	13	13

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
養成事業	手話通訳	初級 修了者数(人)	70	70	70
		中級 修了者数(人)	45	45	45
		手話通訳者養成入門 修了者数(人)	14	14	14
		手話通訳者養成 修了者数(人)	6	6	6
	要約筆記者養成修了者数(人) (2ヶ年講習会のため隔年)		10	-	10
	盲ろう通訳者・介助者養成 修了者数(人)		5	5	5
	失語症者向け意思 疎通支援者養成	必修基礎 修了者数(人)	4	4	4
		応用 修了者数(人)	4	4	4
派遣事業	手話通訳・要約筆記協力者等 延派遣件数(件)		6,500	6,500	6,500
	手話通訳協力者 登録者数(人)		37	37	37
	要約筆記協力者 登録者数(人)		17	17	17
	盲ろう者向け通訳・介助者登録者 数(人)		13	13	13

カ 日常生活用具給付事業

【事業内容】

重度障害者に対し、障害の種類、程度に応じた日常生活用具を給付します。

【市の基本的な考え方】

日常生活用具を必要とする障害者等に対して適切な給付を行うことで、日常生活上の便宜を図ります。障害者の重度化・高齢化により、件数の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
日常生活用具給付	給付件数 (件)	14,239	14,440	14,508
介護・訓練支援用具		43	42	45
自立生活支援用具		86	69	84
在宅療養等支援用具		94	91	91
情報・意思疎通支援用具		199	163	213
排泄管理支援用具		13,810	14,066	14,066
小規模住宅改修費		7	9	9

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付	給付件数 (件)	14,526	14,538	14,550
介護・訓練支援用具		46	46	46
自立生活支援用具		85	85	85
在宅療養等支援用具		92	92	92
情報・意思疎通支援用具		215	215	215
排泄管理支援用具		14,078	14,090	14,102
小規模住宅改修費		10	10	10

キ 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障害者等（同行援護に該当する視覚障害者を除く）の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進します。

【市の基本的な考え方】

地域生活への移行及び社会参加を促進していくことから、利用者数等の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
移動支援	利用者数(人分)	638	638	667
	延利用時間数(時間分)	70,672	73,817	77,139

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	利用者数（人分）	697	728	761
	延利用時間数（時間分）	80,610	84,237	88,028

ク 地域活動支援センター事業

【事業内容】

地域活動支援センターは、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。

【市の基本的な考え方】

個々の障害者に合った創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の場を提供しており、今後も相談件数や利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
地域活動支援 センター（型）	相談件数 （件）	527	1,025	1,100
地域活動支援 センター（型）	延利用者数 （人分）	3,212	4,130	4,200

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター（型）	相談件数 （件）	1,100	1,100	1,100
地域活動支援センター（型）	延利用者数 （人分）	4,200	4,200	4,200

必任意事業

ア 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

家族の介助だけでは入浴することのできない重度の障害者に対し、入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

【市の基本的な考え方】

障害者の重度化や家族の高齢化などにより、利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
訪問入浴サービス	延利用者数 （人分）	2,514	2,479	2,496

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	延利用者数 （人分）	2,640	2,728	2,816

イ 自動車運転教習費・自動車改造費助成事業

【事業内容】

心身障害者本人が免許を取得するために要した費用の一部及び身体障害者本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

【市の基本的な考え方】

出前講座や特別支援学校での説明会等を通じ、引き続き制度の周知を図ります。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自動車運転教習費	助成件数(件)	7	7	7
自動車改造費助成	助成件数(件)	8	3	3

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転教習費	助成件数(件)	8	8	8
自動車改造費助成	助成件数(件)	7	7	7

ウ 点字・声の広報等発行事業

【事業内容】

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報紙「広報はちおうじ」や「市議会だより」など、市が提供する各種情報について、点字化や音声化を進めます。

【市の基本的な考え方】

市が提供する情報について、点字化や音声化を進めるとともに、音声コードや音声読み上げソフト等の周知を図ります。加えて、市ホームページにおける音声ファイルの提供を推進するなど、視覚障害者の情報入手の幅を広げます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
点字広報等発行	部数(部)	873	833	881
声の広報等発行	部数(部)	2,589	2,757	2,964

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字広報等発行	部数(部)	900	900	900
声の広報等発行	部数(部)	3,000	3,000	3,000

エ 障害者日中一時支援事業

【事業内容】

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合や、介護者が一時的な休息を必要とする場合に、障害者を一時的に施設で預かり、必要な保護を行う日帰りショートステイを実施します。

【市の基本的な考え方】

障害者の家族の高齢化により居宅介護が一時的に困難になることや、介護者の休息が必要となる場面が増えることを見据え、利用増を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害者日中一時支援	延利用者数 (人分)	1,353	1,354	1,354

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者日中一時支援	延利用者数 (人分)	1,354	1,354	1,354

地域生活支援事業見込量確保のための方策

- ア サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。
- イ 関係機関との連携を図り、支援体制の整備を推進します。
- ウ 事業者や利用者ニーズの把握に努め、多様な事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の整備を図ります。
- エ 地域の実情に応じた障害福祉サービス及び相談支援体制確保のため、障害者地域自立支援協議会と協議しながら、サービス内容の充実と支援体制の整備を図っていきます。また、障害者に対する人権の擁護や虐待防止に向けた啓発活動についても、障害者地域自立支援協議会において検討していきます。

(4) 障害児支援

国の基本指針では、障害児及びその家族を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児支援の整備に関しても障害児福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされています。本計画では、障害児支援に関するサービス量の見込みを設定し、その充実に努めていきます。

障害児支援のサービス

ア 児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【市の基本的な考え方】

近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	利用者数(人分)	510	713	725

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数(人分)	737	750	763

イ 放課後等デイサービス

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

就学している障害児に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会等を提供します。

【市の基本的な考え方】

近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
放課後等 デイサービス	利用者数(人分)	1,170	1,370	1,393

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用者数(人分)	1,417	1,441	1,465

ウ 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

保育所等を訪問し、保育所等に通う障害児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

市では、保育所等を訪問して障害児への適切な支援を行う巡回発達相談を実施していくことにより、サービスの周知が広がった。これにより利用者数が急増しており、今後も利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保育所等訪問支援	利用者数(人分)	142	165	168

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数(人分)	171	174	177

エ 居宅訪問型児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

重症心身障害児など、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであるが、市内に事業所がなく、利用者がいないため、1名程度の利用を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人分)	2	1	1

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人分）	1	1	1

オ 障害児相談支援

【国の基本指針】

地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【事業内容】

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

【市の基本的な考え方】

セルフプランを利用する者が多いが、障害児通所支援を利用する障害児の増加を勘案し、サービス量の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
障害児相談支援	人分/月	299	330	330

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人分/月	330	334	338

カ 医療的ケア児の受入促進支援

【事業内容】

市内施設における重度障害児の受入率向上のため、受け入れる施設に対し、受入率に応じた補助による運営支援を行う。

【市の基本的な考え方】

医療的ケア児の受入が可能な事業所の増加を促します。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
医療的ケア児の 受入促進支援	事業所数	-	18	22

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の 受入促進支援	事業所数	23	24	25

サービス量確保のための方策

- ア 障害児の家族等に対してサービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。
- イ 関係機関との情報共有により、的確にニーズを把握し、サービス提供体制の整備を推進します。
- ウ 障害の早期発見に努め、福祉・保健・医療・教育の各機関と連携を図りつつ、適切な療育につなげていきます。

(5) 施設利用者

本市における各種障害者施設の定員について、令和3年度～令和5年度(2021年度～2023年度)の実績や令和5年度(2023年度)の利用者数の見込みを踏まえ、令和6年度～令和8年度(2024年度～2026年度)の施設利用者の見込数を設定しました。

なお、共同生活援助(グループホーム)及び短期入所については、特に整備する必要があるため、単独で見込み値を設定し、通所施設については生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設を統合する形で目標を設定します。

【施設利用者の実績と見込み】

施設種別	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (見込)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	R9 (目標)	R10 (目標)	R11 (目標)
共同生活援助 (定員数・人)	1,208	1,241	1,275	1,291	1,307	1,323	1,339	1,355	1,371
短期入所 (定員数・人)	101	101	108	115	122	129	136	143	150
通所施設 (定員数・人)	3,973	4,210	4,454	4,540	4,626	4,712	4,798	4,884	4,970

第 6 章

各計画の推進に向けて

第6章 各計画の推進に向けて

1 計画推進のために

計画を推進し、目標を達成するためには、実施してきた施策の効果や達成度に鑑み、計画の内容を変更する必要があることもあります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じることとされています。

本計画にあたっては、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の「PDCA サイクル」にて、進捗管理を行います。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第88条の2

市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 計画の達成状況の点検と評価

本市では毎年、各計画の進捗状況を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画について分析・評価を行います。

毎年行う評価及び実績については、八王子市障害者地域自立支援協議会に報告し、意見を聴くとともに、その結果について公表します。

3 計画の中間見直し

障害者計画は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6か年を計画期間としており、計画開始から3年目に中間見直しを実施し、必要に応じて内容を改めることにより、社会情勢等を反映した計画を維持することとしています。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国が3年を一期として計画を作成することを基本とし、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間における計画策定の基本指針を設定し、障害福祉サービス等の見込み量等について定めており、令和8年度(2026年度)には、令和9年度(2027年度)から始まる計画に向け、その見直しを実施することとされています。

これに伴い、本市においても、令和8年度(2026年度)には、障害者計画の計画期間の後半にあたる令和9年度(2027年度)から始まる第8次障害福祉計画及び第3次障害児福祉計画の基本方針にて、障害福祉サービス等の見込み量等について定める予定です。

令和8年度(2026年度)の国の基本方針等の見直し時期に合わせ、社会情勢の変化や地域の実情等を鑑みながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しを実施し、また、これに合わせ、障害者計画においても障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しの内容を反映し、各計画における整合性を図っていきます。

PDCA サイクルによる計画の推進

